

議 事 日 程 (第 3 号)

令和5年3月8日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	池	田	与	四	也	君									
総	務	課	長	佐	藤	光	弥	君	企	画	課	長	渡	会	和	裕	君							
産	業	課	長	兼	館	内	ひ	ろ	み	君	地	域	生	活	課	長	太	田	智	光	君			
農	委	事	務	局	長	池	田	久	君	町	民	課	長	後	藤	夕	貴	君	健	康	福	祉	課	長

会計管理者	伊藤治樹君	教育長	土門敦君
教育委員会	菅原三恵子君	農業委員会	佐藤充君
選挙管理委員会	石垣ヒロ子君	代表監査委員	本間康弘君
委員長			

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海広行 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） おはようございます。2月の27日の日に、この議場で遊佐町自然体験型留学制度での初めての遊佐高校の卒業生となる5名の方の卒業報告会がありました。自分の高校の頃を思い出して、自分はそのような発表が果たしてできたのかなど、そんな思いで聞かせていただきました。

それでは、通告に従いまして質問事項に入ります。令和4年度の施政方針及び昨年5月末開催の町政座談会において、町が主導し、カーボンニュートラルの見える化事業に取り組むと表明されました。現状把握を行い数値化、今後町が取り組むべき施策を検討するとの一方で、国が令和3年6月にまとめた地域脱炭素ロードマップに創設が盛り込まれている地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を受けることにもつながります。脱炭素を目指す先行地域の指定を目指す、ということが町政座談会の資料に記載されております。見える化事業の業務委託には、農業分野での二酸化炭素排出量の把握もありました。先の遊佐町環境審議会資料にも、町として現状を確認しましたとの記載がありましたので、この見える化事業で把

握した現状や課題について伺います。

近年、災害が多く発生しております。それは、地球規模での気象変動に起因するとも言われております。地球の温暖化は、元に戻すことは不可能であり、遅らせることしかできないと、それが世界規模で一致した評価となっております。本町が取り組むカーボンニュートラルは、一朝一夕では私は達成できないと思っております。町の未来を担う若い世代へつなぎ、委ねなければ実現はしないのだと、そういうふうな認識をしております。本議会は、昨年の12月定例会において、実現性のあるカーボンニュートラル化への施策を展開し、町の未来を担う人材育成のため、脱炭素の学習の場を設けられたいと政策提言を行いました。県も、（仮称）脱炭素社会づくり条例の制定を進めており、未来を担う人材を育成するための学習機会の提供などを明記しております。

県立遊佐高校については、本町は存続に関する支援事業を展開、令和3年度には遊佐高等学校無料化に係る協議会を設置しております。先日、高校魅力化と地域の発展をテーマとしたイベントが行われました。自分も出席しましたが、自分の考えに共感するフレーズがありました。ちょっと紹介しますと、大人は自分が経験した視点で今を見てしまうと。若者には自分で探して見つける力が大切であるということを書かれた方がいらっしゃいました。それで、人口減少への対応や産業面にもつながる教育環境が身近な場所に存在することは、本町を含め庄内地域全体に優位に展開するものと考えられます。当時、庄内14市町村が設置費用などを負担し、平成13年度に開学しました東北公益文科大学は、現在公立化と機能強化が検討されており、庄内開発協議会でも昨年5月の18日に重要事項の一つとして知事に要望しております。昨年11月30日には、県と庄内地方の2市3町による意見交換会があり、公立化に向けた議論を活発化させていくことで合意したようであります。検討されていると言われます再生可能エネルギー分野の研究が新たに加われば、本町が取り組むとするカーボンニュートラルにも少なからず関連するものと考えます。

令和4年度での私の一般質問は、今後の町の財政に関することを主題にして行ってきております。県は、今後公立化実現に向け、庄内地方の自治体と公立化した場合の財政負担の試算を共有し、方向性などを協議していくとしておるようです。今後の推移によっては、新たな町の財政負担にもつながるとも想定されます。今後の対応を含め、所見を伺い、壇上からの質問といたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。第564回3月定例会、7番、菅原和幸議員はこの議場が完成してからいつでもトップバッターで、連続今回で7回目でしょうか、一般質問なさっておりますが、答弁をさせていただきます。

まず初めに、カーボンニュートラルの見える化事業で把握した現状と課題はという質問と思っておりますが、昨年9月の4番議員の一般質問においても答弁させていただいたとおり、ゼロカーボンに向けた現況調査事業、いわゆる見える化調査につきましては、NPO法人環境自治体会議環境政策研究所に委託して実施しており、調査委託期間は3月末までとなっております。最終の報告書は、現在取りまとめ作業中であります。これまでの経過報告によれば、遊佐町で排出される温室効果ガスの4割が運輸部門、つまり自動車等から排出されており、全国、山形県平均よりも高い割合となっております。また、民生部門、つまり家庭からの排出割合も高いものとなっております。さらに、農業由来のメタンガスの排出量がCO₂換算でおよそ1.3トンに上るといふ試算も出ております。ゼロカーボンに向けて運輸部門はもちろんのこと、

家庭における省エネ進展、さらには森林整備や農地改良による吸収源対策も必要であると考えております。環境省の脱炭素先行地域の指定に向けては、ゼロカーボンまでの具体的なロードマップを示す必要があります。今回の見える化事業を踏まえ、令和5年度予定しているエネルギー基本計画の改定において、その道筋を検討していきたいと考えております。現在改定作業中の遊佐町環境基本計画において、持続可能な地域づくりのためには、地域づくりを牽引する人材育成こそ最重要課題であるとしており、今後各課がそれぞれの担当分野で、また連携しながら学習機会の提供に努めていきたいと考えております。

次に、東北公益文科大学の公立化に向けた取組について答弁をさせていただきます。東北公益文科大学は、2001年に山形県と当時の庄内地域の市町村で設置費用を負担し、創立した公設民営方式の大学であります。日本で唯一の公益学を学ぶ大学として地域に根差した取組を行っておりますが、今後さらなる機能強化を行い、若者の定着や地域の活性化につながるよう、公立化を目指した議論や検討を行っております。この公立化については、庄内地域に公立大学がない現状から、庄内開発協議会などを中心に県への要望を行ってきました。昨年5月の要望時に吉村知事からは、「私立の大学が公立大学になることは、単に看板の掛け替えだけでは済まない。全く別物になる。だからこそしっかり議論をしながら取り組みたい」との回答をいただいたところであります。現在、県及び2市3町の公立化に向けた体制の検討や意見の調整、設置者の財政負担のシミュレーションなどを行いながら、機能強化の方向性や、大学で何を学び、どのような人材をこの大学から輩出していきたいかの議論を行っているところであります。東北公益文科大学が建学以前掲げていた公益学は、SDGsを先取りした分野であるとも考えられます。今年2月17日には、経済界や各自治体からも支援をいただきながら、カーボンニュートラルを軸とした地域デザインを基本テーマに、庄内地域のこれからと再生可能エネルギーの役割と題した第1回のシンポジウムが開催されました。既に公立化した大学のデータを見ると、公立化により他県からの志願者が増える一方、地元進学者率が少なくなるとか、卒業生の地元定着が少なくなった例もあるようです。大学が公立化となり、全国から若者を集めやすくする分、集めるだけではなく、若者の地元定着の地元産業界への人材育成につながるよう、出口戦略をしっかりと見据えていく必要があります。脱炭素社会の構築に向け、産業界の人材育成やデジタル化社会に対応した人材育成などの必要性が議論されておりますが、地域社会や地域経済の持続的発展の観点などを踏まえて、公立化及び機能強化を進めていきたいと考えております。

議員が最後にご心配いただいた財政負担についてであります。公立化イコール県立化なのか、それとも地元の2市3町も負担を求められるという事態も想定されますので、十分な議論、開かれた議論をして、合意形成をして、その辺で対応していきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

最初に、冒頭で発言しましたカーボンニュートラルの見える化事業について質問させていただきます。昨日の本会議におきまして、町長から令和5年度施政方針が示されました。昨年、令和4年度の施政方針を並べて比較しますと、両方に共通します内容が、この調査事業の結果に基づいて遊佐町のエネルギー基本計画の改定にもつなげていくという姿勢が継続してなっているようであります。自分なりに比較したのもあって、それに基づいて質問を続けてまいります。

一応最近、再生可能エネルギーの施設の在り方について、いろいろ全国並びに町内等でも論議の中心になっているということは皆さんご存じのとおりだと思います。例えば遊佐町でいいますと、遊佐沖の洋上風力、まして今酒田沖でも検討が進められております。ただ、ちょっと私いろいろお話しする中で、皆さんダブってやっているのではないかなど。語調まずい。やっているという言葉は悪いのですが。私の今回の視点は、あくまでもこの遊佐町の中でのカーボンニュートラルという部分に絞ってちょっと質問をさせていただきたいと思います。見える化事業では、遊佐町の現状を捉えて課題となった事項を確認し、今後それをどう進めるかというのが一つの調査に基づく方向性だと認識しております。正直言えば、今回の議会のほうにも何か事務局等で報告があるのかなと思ってずっと見ておったのですが、先ほど質問した中で今回、昨日の質問もありましたが、今後の流れの中でこの調査結果が公開というか、開示になるようであります。ましてちょっと今答弁、現況の状況を今町長の答弁から聞きますと、運輸部門、それから民生部門と言いましたか、それから農業部門、3つの状況で今答弁されたようであります。ちょっとメモしました農業メタンガスの排出量はCO₂で1.3トンという、今の答弁でもありました。後ほどこれについてはちょっと触れたいと思います。

それで、ここで地域生活課長のほうに質問させていただきますのは、先ほど今年の9月議会で同様の質問が4番議員からなされた場合に、3月までが委託期間であるという答弁をされたようでもありました。昨日の補正予算の中でも、環境基本計画の委託も進めているという部分があったようでもありました。そこで、実は昨日の施政方針に町民と事業者と協働し取り組むと、そういうフレーズもありました。それで、課長のほうに2点ほどお尋ねします。今回の調査結果をどのように今後開示をしていくのかという点が1点と、これが計画に反映されると思いますが、昨日若干触れた答弁も理解しておりますが、現段階でそれに伴うタイムスケジュールといいますか、その辺の予定について地域生活課長のほうに質問させていただきます。

議 長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

今回のゼロカーボンに向けた現況調査業務の開示、調査結果をどう開示するかというご質問でございました。議員もおっしゃられるとおり、今年度環境基本計画の改定を今併せて進めているところでありますが、どちらも3月末までの委託期間ということで期間はなっております。どちらも環境基本計画の改定が、環境基本計画ベースとなりますので、どちらも併せてできるだけ早い段階で開示をしたいというふうには思っておりますが、具体的なスケジュールまだ決まっておきませんので、開示の方法、時期含めて検討していきたいというふうに思っているところであります。

また、来年度改定の計画をしておりますエネルギー基本計画でございますが、当然今年度現在行っております現況調査業務、環境基本計画をベースにして、ゼロカーボンに向けた現況調査業務の結果を踏まえて、どのような形でエネルギー基本計画を策定していくかということになるとと思います。こちらについても、新年度の事業ということで、具体的なスケジュールまではまだ決めておりませんが、できるだけ早く策定に向けて進めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） 今、年度末ですので、新年度になって異動もあると思いますので、その辺の流れに基づいてなると思います。ただ、別に言葉尻を捉えるわけではございませんが、町民と事業者が協働してという字句が昨年と今年にも非常に盛り込まれておりますので、やはり理解ということが一つの前提になると思いますので、その辺については適切な対応を新年度になってからでも対応していただきたいと、そう思います。

次に、先ほどの農業部門のことについて若干触れられましたが、自分なりにこの農業分野について非常に興味があることについて若干触れさせていただきます。遊佐町は、皆さんご存じのとおり農業が基幹産業であります。それで、町政座談会でも配付した資料にもありますとおり、水田からはメタン等が排出されるということが言われております。それが先ほど答弁にありました1.3トンという現在での調査把握結果だとは思いますが、それで、もう一つは、二酸化炭素を吸う森林といいますか、森林を含めた山といいますか、そういう温室効果ガスを吸収する働きのあるものについては、遊佐町は意外と森林があるとかって言われますが、実はいろいろ私が何回もこの場でも申し上げたかもしれませんが、遊佐町の森林の半分は、高齢化にある森林状態だとは思いますが、それで、森林吸収源の条件については、平成2年以降に植林されて、適切に間伐等が行われているものがカウントできると。それ以前については、非常に高齢化にある森林だということで、これから外されるような情報もあります。

それで、ちょっと1つの事案を提案というか、お話しさせていただきます。それで、去年の11月の7日の日に、地域生活課が所管だと思いますが、生涯学習センターで、山大の吉田教授を講師に来ていただいたカーボンニュートラルセミナーあったところです。私も出席をさせていただきましたが、その中でもこの吉田教授も、温室効果ガスは地球の布団のようなものであって、脱ぎたくても脱げないと、そんなものが温室効果ガスだと。なるほどなと思ってメモしてきました。そんな中で、やはり農学部と何か連携をしているような状況の説明もありましたが、米をやることによってメタンガスが増えるし、化学肥料の生産の過程でも発生をするのだと。ですから、水田からもメタンガスは発生するのだということの事実はあるのだというようなことがありました。それで、実は先ほど来、関心があるって言いましたが、実は私の経験で、僅かですが、自分で米を作っているのですが、10年ほど前ある雑草が繁茂しまして、秋になったら自分で田んぼをもう一回耕すという作業を毎年続けております。それをこの辺で秋耕ちと言うのですが、それが逆にこのカーボンニュートラルに一つつながる行為であるというようなことが、そのセミナーの前の時点でこの吉田さんが言っていることあったものですから、実質その場で私が質問させていただきましたが、やはり東北の田んぼというのは長く雪で覆われているということで、稲の根っこの分解が進まないのだと。だから、その分日本のほかの地域よりはメタンガスが発生しやすいのだというようなことを答弁というか、回答いただいたことがあります。ここで紹介させていただきました。

それで、もう一つ次の段階に進みますと、施政方針でゼロカーボンシティの実現目指すということが触れられております。先月の27でしたか、舟形町が19番目で宣言をされたようであります。脱炭素を目指すためにはいろいろステップがあるわけで、先ほど来ロードマップという言葉を使って答弁をいただいている状況であります。それで、一応秋耕ちということについては一つのセミナーでのことでの紹介にとどめさせていただきますが、そのほかにこの吉田教授が申し上げられた一つの中に太陽光発電のことがありました。それで、メモした中で、農地に太陽光発電を設置をすると、耕作をしながら太陽光発電をすると、

そういう内容でございました。いろいろあるわけですが、実は、後ほど詳しく申し上げますが、1月の12日、県庁に行く際、インターに向かっているバスの中で、藤崎のところに畑の中に太陽光、耕作している状況の中の上のほうに太陽光発電があるのをちょっとバスの車窓から見たものですから、それについてこの間産業課長のほうにちょっとお願いをしたところですが、基本的に農地ですので、農業委員会等の許可が、くいの部分、一時転用しなければならないということであろうかと思っておりますので、あくまでも個人的な情報のことは抜きにして、この藤崎の畑の中にある太陽光発電施設、この申請の概要について伺います。詳細の個人情報であればこれはいいですが、設置期間を含めて館内産業課長のほうに事前をお願いしておりましたので、もし結果が分かれば答弁いただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） こちらのほうで現況のほうを確認させていただいたところでございます、農地の転用については、一定農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立する、そういった事業を展開するということが可能とされております。その中で、今回議員ご発言の箇所につきましては、令和2年度に農地法第4条第1項の規定による許可申請がなされたものでございまして、営農型太陽光発電施設用地として、具体的には架台を組んだ上部に太陽光パネルを設置して、その下のほうで野菜を栽培するという、そういった内容のもので申請されて許可が下りたものでございます。利用の期間につきましては、許可の日から10年間ということで、その一定期間の中で事業を展開するという内容になっております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 令和2年度ということは2年くらい前ということで、いかにあそこを通らないということが初めて自分なりに分かりました。基本的に先ほど言ったとおり支柱何本かありますが、そこについては農地法上の第4条の許可がたしか必要であったと思って今質問させていただきました。それで、買取り価格については、通常民間ですと10年ですが、ちょっと自分なりに産業部門は20年ということがあったのですけれども、10年ということですので、個人でやられているのかなと思って今聞いておりました。

それで、次のステップに行きます。実は先週の3月4日の土曜日の午後に、ある方2名とちょっとご一緒する機会がありました。1人の方は、福島県の二本松で今申し上げたとおりいろいろ発電をやっている。農地で発電をやっている先駆的な方でありました。もう一人は、皆さんご存じの東北公益大の三浦教授であります。その2人のお話聞いている中で、今私が申し上げたのは、県内には3つしかないということで、1つは米沢、1つは東根、あと3つ目が酒田の石橋というところが田んぼ中にある、この3例しかないというふうに説明を受けた中で、あれ、遊佐のあれはカウントになっていないのだなと思って改めてこれを質問させていただきました。それで、そのお二人の中のコメントの中に、あくまでも売電したものは単に売るのではなくて、恐らく農業生産においても今後は多くのエネルギー、石油も含めて、化石も含めて必要になるのであれば、売電するだけではなくて、自分で使う太陽光は、蓄電施設をセットにした、そういうものが今後は進歩するのではないかという趣旨の発言がありました。それで、先ほど町長答弁にもあった、私も質問しました、脱炭素移行・再エネ推進交付金、そういうものについてもこの事業が認定を受け

れば補助対象にはなるのではないかとというようなちょっとご助言もいただいたところです。それで、脱炭素、カーボンニュートラル、この遊佐町の中で農地から発生するもの逆に吸収するには、そういう事業もあってもいいのではないかと。昨日、9番議員の質疑の中でも、田んぼに太陽光パネルが並ぶのではないかとのご発言がありました。そんな中で、この石橋のところも実質見たところいろいろ倒伏の問題とかあったようですが、そんなこともあれば、この遊佐町のカーボンニュートラルのほうにつながるのではないかとということで若干紹介しました。

それで、最終的な取りまとめに行きますと、この環境基本計画の中では、気象変動問題や町内のみならず地球規模での環境を及ぼす課題に対しても積極的に取り組んで、県内、国内の取組をリードしていくという非常に頼もしい記載がございました。そんな中で、ちょっと私の考えは、あくまでもこの環境基本計画、それから営農基本計画に記載すること、あくまでもスタートラインであって、それをいかに進めていくかというのが大切だと思っております。そんな中で、昨日の施政方針何回も申し上げますが、ゼロカーボンシティの実現を目指すという表明もされました。実はもう一つ申し上げますと、先ほど言った3月4日の日に高畠の高橋弘之副町長も同席したところでございますが、飯豊町は山形県内でSDGs未来都市の選定も受けている町村ではございました。できればいろいろ町民と事業者と協働して、失礼な言い方になるかもしれませんが、決して35番目の宣言にならないように、この事業については積極的に進めていただきたいものだなと、そう思います。一応これについてはこれで質問を終わります。

次に、東北公益文科大学公立化と機能強化について質問させていただきます。先ほど答弁で、町長、最後の部分、財政的なものも含めて答弁ありました。基本的に私が質問した内容については答弁いただいたということで、自分としては前向きに捉えるところでございます。そういうことで、ちょっと先ほど来お金のごことが若干気にかかっているということで申し上げましたが、そういう別の視点で質問を続けさせていただきます。東北公益文科大学のように公立化に移行したのが日本で約11大学あるそうでございます。東北公益文科大学は、先ほど来言っていますとおり、県と当時の14市町村が設置費を負担しまして、平成13年度に開学して、現在は学校法人東北公益文科大学が運営しております。それで、令和3年度の決算書を見ますと、財産に関する調書の中に基金、大学院と、それから大学のほうに211万5,000円ずつ出資をしているというか、そういう起債がある状況にあります。

それで、ちょっと総務課長または企画部長にお尋ねしますが、開学に当たりまして町が負担した金額の概要もし分かればと、実質学校法人が運営しているわけですが、多分負担はないと思うのですが、運営費について負担等が実際今現在あるのかどうかお尋ねをします。

議 長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

ただいまご質問を頂戴しましたのが、開学に当たって町が負担した金額の概要ということが1点、あと運営費の負担についてのご質問でございました。こちらで、以前の決算書、そういったものから数字等を調べさせていただきましたので、ご報告させていただきます。平成13年の東北公益文科大学の開学に当たりましては、これまでもお話出ておりますとおり、公設民営ということとなっておりますけれども、こちらの開設費用につきましては山形県と庄内地域の合併前の14市町村で負担をしております。町が負担した金額でございますけれども、開学のための準備費用といたしまして、平成11年と12年で合計323万4,000円

を支出してございます。また、大学の整備についての費用でありますけれども、こちらは山形県が55%、庄内地域の市町村で45%、この割合で負担をしておりました。市町村の負担金額の内訳でございますけれども、酒田市、鶴岡市、2市で40%負担いただいております、その他の町村で5%の負担割合としていたようでございます。本町遊佐町では、平成11年から平成13年までの3年間で8,024万2,000円、こちらを負担してございます。そのほか、大学院設置のための整備費用を遊佐町では平成15年、16年度で合計しまして516万6,000円を負担しております。

あと、もう一つの運営費の負担についてでございますけれども、学校法人の運営費の負担については、開学当初の5年間につきまして、山形県と庄内地域の市町村で補助金を交付しております。本町では、5年間で合計しまして1,137万2,000円を負担しているという状況でございます。あと、令和3年度の決算に伴う財産に関する調書の部分でのお話にもなりますけれども、決算書の財産調書にある出資金でございますが、県と市町村で出資をしまして、大学、大学院それぞれ3億円の教育研究基金を設けております。これは、基金運用によりまして得た果実収入を教育経費に充当しまして、大学の教育水準の向上を図るという目的の基金でございまして、本町ではそれぞれ215万5,000円を出資しているという形となります。

以上となります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 思ったほど支出されていないという感じです。後ほどメモを整理させていただきますが、状況については理解をさせていただきました。

それで、ちょっと話を今後、今置かれている状況について話を進めてまいります。答弁の最後の部分で財政負担に関する町長答弁聞かせていただきました。それで、その中で私今までの経過というのはあくまでも報道等でしか把握できないものですから、それを基に話を進めさせていただきます。昨年11月30日の日に庄内管内の首長が出席した意見交換会あったようでございました。それで、ちょっと新聞見ますと、町長、公務に行って回ったということで、佐藤総務課長の写真が載っておりましたので、あえて総務課長であれば総務課長の答弁お願いしたいと思いますが、その中で実は1月31日の県議会に対する総務部長答弁で、公立化した場合に追加が必要となる負担額の試算を県と地元市町で共有しているという記載がありました。それで、今の状況あくまでもこれからのことですので、詳細はまだこれからだということ重々理解しておりますが、答弁できる範囲内で結構でございますので、情報にあるような負担額の試算の共有はあったのかどうか。

それで、もう一つは、酒田市長が12月1日の、11月30日のことを踏まえてだと思っておりますが、会見の中で2025年度までが望ましいという、酒田市長の個人の判断だと思っておりますが、そういうものも載っておりました。この日について、あくまでもその後のいろいろやり取り見ますと、そこまでは進んでいないような感じは受けますが、この点について例えば2025年度になった場合に本町での調整はどのような形になるのかということと、もう一点、先ほどお金のことなんかという聞いております。大変経験も浅いものですが、基金の中に教育文化基金というもの約2,000万円ほどございます。

この3つについて、この用途についてを含めて、もし総務課長、答弁できればお願いをしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 11月の会議のほう、意見交換のほうには、町長公務出張ということで私出席させていただきます。その後のやり取りについては所管企画課になりますので、費用の情報共有のところについては企画のほうからお願いしたいと思います。

まず、意見交換の中では、私代理出席ということですので、町長からは、公立化もそうですが、大学の機能強化も重要ではないかということを書いてきてくれと言われておりますので、そういう発言をしてまいりました。各首長さんからは、公立化をやっぱり優先して進めないと今後の大学の継続が大変なのだとか、そういった意見も出されまして、最終的な中身については新聞報道のとおりかと思えます。

それから、財政的などころの基金ですけれども、教育文化基金、今現在2億2,500万円ほどございますけれども、その使途については条例上では教育文化振興の資金にとうたわれておりまして、なかなか微妙な表現ですので、そこを使うかどうかは別といたしまして、これまでこの基金は昭和60年ぐらいに創設されておりまして、その後ずっと積立が続いていて今の金額になっているのですけれども、途中一度取崩しがございます。それについては、個人の方から寄附をいただいて、200万円ほどの寄附だったのですけれども、その寄附については図書館の蔵書の整備ということで、3年間にわたって130万円、40万円、30万円ということで、図書の整備を行ったものに取り崩して充当をしている状況で、それ以外には取崩しの実績はないということになります。

また、今後の資金のところですが、情報提供あって、各市町でこれから協議を重ねて、議論を重ねていくわけですが、その議論の中で負担をしていこうということになれば、町としてもそこはしないといけないところだと思いますけれども、町長ご発言のとおり、そこをこれから議論をしていくところなのかなと思っております。

情報提供の部分については、企画課長のほうからお願いします。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

負担額の試算の共有をされたのかということでのお尋ねだったと思いますけれども、こちらで把握している範囲で申しますと、実は1月の31日に東北公益文科大学の公立化と機能強化に関する事務打合せ、実務責任者協議というものがございました。そちらの会議のほうに私が出席させていただきました。その内容でいきますと、東北公益文科大学の公立化に係る財務シミュレーションについてという項目が1つございました。ただ、こちらの財務シミュレーションの資料等も頂いてはいるのですけれども、これが実は、東北公益文科大学公立化勉強会報告書、こちらが令和2年の7月に提出された報告書になりますけれども、山形県ですとか各関係市、町の実務担当者等で勉強会を、令和元年度からだったと思いますけれども、勉強会を数回重ねて、その結果を報告書にまとめたものでございますが、こちらの令和2年7月の報告書からの数値の再度の共有といいたしめようか、再度この内容を確認したというものでございました。その中でも、公立化した場合の課題ですとか、そういったもの等も示されましたけれども、端的に申しますと、公立化をすることによって、運営費の交付金、地方交付税の制度の中にあるわけですが、運営費交付金が縮小するといったようなことですとか、公立化になりますと授業料も私立大よりも低いことから、収入額が減少するですとか、そういったような課題等は示されておりますけれども、まだ具体的にどのくらいの、例えば市町が負担することになった場合の試算とか、そういったところはまだ全然示されていないとい

た状況でございます。今後また3月中に様々な場合を想定したシミュレーションを示される会議があると。3月中に実務者会合で様々な想定に基づく設置者間での負担割合のシミュレーションを準備して、情報共有をしたいといったようなものが県のほうからも示されているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 先ほど教育文化基金の金額を2億2,500万円と申し上げましたが、2,250万円の誤りでしたので、訂正させていただきます。失礼しました。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） いつものパターンで、残時間が少なくなってきたので、はしょって質問させていただきます。

公益大学開学したとき、たしか初代は小松さんという学長さんだったと思いますが、その下の部長さんでしたか、忘れましたが、この方に公益大学って何やる大学なのですかって言うていろいろ質問したことがあります。聞き慣れないものでした。その際のことをまだ覚えておりますが、やはり先ほど来産業革命からずっと地球温暖化が進んでいるということは申し上げましたが、その事態から始まったのがこの庄内砂丘の砂防林、約300年前から本間家でやり始めたその頃のようなものでした。そういうことがあるから一つの公益の根差す場所なのだということを、名前忘れたので、説明を受けたことをちょっと思い出しております。ですから、公益大については、地域庄内との深い関係の中で生まれてきているのかなと、そう思います。それで、遊佐高の支援についてもいろいろやっている中で、公益大も公立化についてはやはり背景には少子化があるのだと思います。そんな中で、存続が目的でもあるということは理解をしておりますし、先ほど2月の24日にヤマガタミライの教育公開会議があったとき、山中大介、ヤマガタデザインの社長さんも、若者の奪い合いが今後激しくなるのだと、都市間競争と同じで。そんな背景の中で、教育の町には人が集まってくるというようなこともありました。そういうことでございます。それで、実は本年度の町民と議会の懇談会ありました。私がこの会場で3名の議員と出席した際、ある町民の方から洋上風力発電事業に関する発言をいただきました。自分たちは将来に責任を持ってないと。そんな中で、合意継承しなければならない。若い人たちにも情報を伝える機会を設けて、問題点などを調査研究する必要があるのではないかと発言をいただきました。先ほど来申し上げますこの地域・教育魅力化プラットフォームの水谷さんも、やはり若い世代が自ら知って選択できるよう、社会の変化に対応すべきであると。自分でプログラム見つけさせるような教育が大切なのだということを述べておりました。そんな中でございます。それで、最終的な時間になりました。それで、最近の、この辺でも昨日ですか、入試ありましたが、やはり探究科という科目がある学校に結構競争率が高いようでございます。先ほど来言っていますとおり、自分で見つけて、それを研究するようなことは高校でも始まっているのかなと。これは、私は前から感じておったのですが、京都市立堀川高等学校の荒瀬さんという当時の校長先生が言い始めたのがこの探究科ということだったと理解をしておりますし、一方で海のことに関して、男鹿の男鹿海洋高校では、実業高校なわけですが、基本的には海技士という国家資格を初めて3年生の方が取ったというふうなこともございました。

それで、最終的にまとめに入りますが、東北公益文科大学の今後については、昨年の12月議会で、小林、県の総務部長が再生可能エネルギー等は強化すべき分野であると、そのように答弁をされております。先

日の2回目の金融機関で主催された会議にも出席した際も若干質問させていただきましたが、やはり今後はこの脱炭素に向かってカーボンプライシングという一つの金融的な部分も進んでくるのかなと、そう思っております。そういう面からいくと、やはり再生エネルギーに関する分野がもし東北公益文科大学等で一つの研究テーマになるのであれば、地域、遊佐町のカーボンニュートラルにも反映できるのかなと思います。

最後に、町長のほうにちょっと質問させていただきます。先ほど答弁もいただきました。東北公益文科大学の公立化、機能強化に当たっては、先ほど私が申し上げたとおり、やっぱり財政負担思ったよりはかからない現実があるかもしれません。そんな中で、遊佐高校に対する本町の支援、支援の会、今魅力化協議会ですか、それに対して支援を行ってきました。私、議員になったの平成27年。今朝寝て起きてから電卓で足しましたら、1億円を支援の会の決算書見ますと支出をしているようでございます。遊佐高校のこの連携とか、そういう投資というか、成果を上げるためにも、やはり東北公益文科大学との連携強化も必要であるのかなとは考えております。それで、施政方針にもありますが、良好な自然環境の保全や次世代に引き継ぐことが移住、定住にもつながるのかなと個人的には思いますが、この辺を最後に町長に伺いまして、私の質問は終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 庄内地区では、酒田市の丸山市長と鶴岡市の皆川市長は、公益文科大学の副理事長という形で常に理事会に参加していました。では、町村会という形でいくと、町村会の会長がこれまでずっと参画をしていたという形で、私は就任以来、公益文科大の設置者会議という山形県庁での会議では意見を申し述べる機会がありましたが、これまでは私の前任者が県の町村会の会長という形で当然評議員会には参加していたわけですが、私はそういう機会を持ってきませんでした。ただ、公益文科大がただ看板を掛け替えだけして、そして文科という一つの公益とかという形に限られた大学であれば、なかなか若者の定住、人材育成という形では不足するところが出てくるのかなという意味でいけば、今回の公立化に向けてやっぱり大きなチャンスというふうに捉えておこうかなという思いであります。地域の大学、そして地域にある学校に地域からも入る、それから都会から未来体験入学をして、遊佐高生の中から5人の中で2人が今年初めて公益文科大学に入学するという形になってくれば、やっぱり地域にしっかりとこの地から発信もできるであろうし、都会にもまた発信が可能になるのかな。そんな意味でいくと、新しい、これまでやってきたことと、これからまた地球環境の保全とか、そして環境問題等への取組、そしてITCの技術者、人材の育成等の授業があれば、この地からまた育った子供たちがこの地に残って、そして地域の発展に資する仕事として、それから水素エネルギー等の研究等でまた中央からも呼べるような大学に育ってくれば、特に慶應大学の先端技術研究所、富田所長が長い任期を終えられてバトンタッチなさるということですが、それら等常に変化を恐れずに新しいものに挑戦していくという形を、公益文科大の在り方についてはやっぱり地元としてはしっかり議論していきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） おはようございます。私のほうからも2つ一般質問をさせていただきます。

第1問目、町民の方々のあふれるボランティア精神を地盤として永続されてきました各地区の読み聞かせやお話しの会も、小学校統合時にスムーズにまとまり、運営ができるプロセスを踏んでいるかをお伺いいたします。

また、我が町ではまだ実現していない中学校での中学生対象の読み聞かせの会の素語りなどのボランティアの方々の取組について、コミュニティースクール事業に準ずると考えますので、3年後の令和8年をめぐりに実践可能かを伺いたいと思います。

2つ目の質問は、高齢者の方々にいつまでも生き生き安全に自動車を運転していくためにはという質問でございます。高齢者の方々が安全に運転する技能を保持できるように、教習所でのレッスン料を町で補助できないものでしょうか。または一部の高齢者運転講習料を我が町で高齢者の皆さんのために負担するお考えはございますでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、6番、松永議員に私から答弁をさせていただきます。

ボランティア精神を発揮なさって出ている地域の皆さんに本当にありがたく思っているところであります。我が町では、確かな学力を育む教育の充実に向けて、令和4年11月に策定した第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画に基づき、小中学生の児童生徒の読書活動の推進を掲げております。町立図書館やPTA活動等との連携を大事にした学校図書館の工夫と教育課程に位置づけられた読書指導を進めるとしております。現在、町内全ての小中学校において、朝の全校一斉読書活動を行っております。個別計画の第2次遊佐町子ども読書活動推進計画における具体的な取組には、ボランティア団体による読み聞かせ事業を位置づけており、全ての小学校区において、ボランティア団体の皆さんが定期的に学校を訪れ、絵本等の読み聞かせ等の活動を継続して行っていただいております。読書活動の推進を図っていく上では、欠かせない大切な存在となっております。これまで新小学校の開校に向けて、学校及び各読み聞かせサークルそれぞれで今後の活動方法等を検討してきました。先般、学校と読み聞かせサークルの代表者の打合せの会を実施し、読み聞かせの方々がスムーズに協力できる体制づくりへ向けた協議をさせていただき、一定の方向性を確認させていただいたところであります。

また、中学生に対する取組についての質問でありましたが、遊佐町の子供たちは、どの小学校でも6年間およそ100冊以上の本を読み聞かせしていただいております。また、素語りや昔話などのバリエーションも多く、読み聞かせを通して地域の方々の優しさに触れ、豊かな感性と創造力に富む児童生徒が育っております。このことから、中学生の読み聞かせについても大変重要と考えており、その必要性も十分に理解しております。今後、中学校の要望も確認しながら、町立図書館を窓口として、町としてサポートできればと考えております。

新校開校後もできるだけ多くの地域の皆様から様々な機会に学校に入っただき、児童の心の安定を図り、地域の皆様から児童へ豊かな感性と生き方を伝えていただきたいと考えております。今後も、読み聞かせを含めた読書活動を大切に継続し、小中一貫した教育の視点に立って、さらなる充実を図っていきたくと考えております。

2番目の質問でありました。高齢者の皆様への生き生き安全運転という質問でありました。答弁入りま

す前に、交通安全、それはもう全ての方のみなさんの願いであることは間違いないことでありますし、一昨日ですか、酒田市において車の事故で1歳の小さな子供が亡くなられたというニュースが届けられました。非常に悲しい事件だと思っております。我が町の運転免許保有者は、令和4年12月末現在で9,296人であり、そのうち65歳以上の運転免許保有者が自主返納した際に、免許返納後の交通支援として、希望者に対してタクシー券の初乗り基本料20回分のタクシーへの券を交付する運転免許証自主返納支援事業を実施しております。この事業による運転免許返納実績は、令和元年度84名、令和2年度72名、令和3年度78名、令和4年度78名となっており、各年ともに運転免許保有者全体のおよそ2%の方が自主返納による運転免許証を返納されております。

次に、お尋ねの高齢者運転講習料等の一部負担のご質問ですが、道路交通法における運転免許更新時の高齢者講習は、70歳以上の方は義務となっており、2時間の講習で6,450円の講習手数料がかかり、さらに75歳以上では講習手数料に認知機能検査手数料1,050円が加算されます。また、運転に自信のない方は、自動車教習所で個別講習を行っており、その費用は50分で6,000円から7,000円前後で受講することができると思っております。令和4年度に酒田警察署管内で発生した人身事故は239件ですが、高齢者ドライバーが原因者による事故は発生件数の33.5%であり、県内の他の地区よりも高くなっております。運転免許更新時の講習等は義務化されておりますが、自動車の運転に際し、視野障がいなどの身体機能の低下等により運転に不安を感じたときは、運転を卒業するという選択も視野に、まずは交通安全指導専門指導員や警察に相談をしていただきたいと思いますと考えております。また、警察では、安全運転相談窓口を設置しておりますので、相談専用ダイヤルの周知も行っていききたいと思いますと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、第1問目の読み聞かせの会についてでございますが、実は遊佐町には7団体もの読み聞かせの会がございます。その題名たるや、ほっこりする癒やしのお名前をよくぞこのように発案したものだなと思う会の名前ばかりでございます。ご紹介させていただきます。蕨岡、ひだまりの会さん、遊佐地区、ピノキオの会さん、藤崎地区、おはなし☆きらりさん、高瀬地区、おいしいおかゆの会さん、吹浦、みちくささん、そしてとんぴんかだりの会、たんぼぼの会と、このようなボランティア精神あふれる方々の町民のおかげで読み聞かせの会は継続されてきました。我が町の第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画によりますと、学校運営に生かす地域学校協働活動の推進におかれまして、「地域学校協働活動を機能させて、地域の方々が日常的に学校を訪れ支援活動を展開することで、これまで以上に地域に開かれた特色ある学校運営を進めます」という文言がございます。小学校は統合するわけですが、こちらのボランティアな気持ちの多い皆様たちの会がどのようにしてまとめ、そして統合というところにおいては、これだけの会の皆さんたちの話し合いがスムーズに進んだのかどうかをお聞かせ願えればと思います。大人が統合に向けて一生懸命話し合ったり、まとまっていこうという、昔の言葉で言えば全員野球のような感覚で挑んでいけば、子供たちも統合に対しての不安が少しでも消えるのかなと私は日々感じております。癒やしの朝のひとつの読み聞かせの会の皆様のお力添えが、今まさに統合する小学校への一つの布石となるのかなと私は実感しております。これについて教育課長の今までの経過と実績と、そしてどのようなまとめになっ

ているかの内容をお聞かせ願います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

先ほどご質問の中でコミュニティースクールというキーワードを出していただきました。遊佐町では、学校と地域がともに元気になどを標榜するコミュニティースクールを導入して5年目ということになります。県内でも先駆けてコミュニティースクール制度を導入しておりまして、家庭、学校、地域が目標やビジョンを共有して、連携、協働する仕組みというものが形づくられてきているところでございます。この背景を捉えながら、今回第2次教育振興基本計画後期計画を基軸に、地域とともにある学校づくりを進めているところでございます。例えば稲作指導や稲わら作りなどもそうですし、まさに読み聞かせも地域の貴重な人材、地域の先生としてボランティア人材バンクに抑えて、地域学校協働活動とコミュニティースクールの一体的な取組として進めてきております。なお、個別計画ということで、子ども読書活動推進計画というものがございますが、この基本方針にも家庭や学校、図書館などの関係機関、ボランティア団体等が連携しとあります。相互に協力を図りながら、子供の自主的な読書活動に関わる取組を推進するとしておりまして、この推進体制において、読み聞かせボランティア団体に関わる皆さんが一役を担っていただいております。これまでの経過、現状を申し上げますと、まず現状でございますが、現在、町長答弁にもありましたとおり、町内全ての小中学校において、朝の全校一斉読書活動を行っております。この中で、読み聞かせサークルの方々から各小学校で年間20回以上の開催をいただいているというところでございます。遊佐小学校6年生の児童たちは、通算で6年間で173冊もの読み聞かせをしていただいているという情報をいただいております。こういったことで、町の児童は、読み聞かせ、紙芝居、語りなどをとても楽しみにしている状況でございます。地域の方や保護者から読んでいただくことによって、とても身近に捉えて、親近感を持って聞き入っていて、読み聞かせにとっても慣れている状況でございます。

質問のところで、開校時に向けてスムーズに運営ができるプロセスを踏んでいるかということの件につきましてでございますが、先般2月16日に学校と読み聞かせサークルの代表者の打合せの会を実施しまして、読み聞かせの方々がスムーズに協力できる体制づくりへ向けた協議を学校と図書館とも併せてしていただいております。一定の方向性を確認しております。その主な内容を5年度の読み聞かせについて記憶のほうから確認しておりますけれども、また3月の11日土曜日に読み聞かせの会合を行って、今後の詳細について詰める予定としておるものでございました。また、2つ目としましては、各サークルの皆さんへの連絡、代表の方々から新しい読み聞かせを募集する方向で、今後の意思確認を含めて行う予定としておりました。また、3つ目としましては、具体的には5月の連休明けから朝の読み聞かせを実施する方向でいると。いろんなバージョンで行っていただくという方向性でおりました。また、4つ目としましては、今後バス待ちの児童や宿泊体験学習のときにも、国語の学習などでも入っていただけたらいいなといったような、こういった前向きな意見交換が出されたとのことでございました。うれしく思っております。先日、校長会長からも確認しておりますけれども、学校としては来ていただきたいのだと。開校後の状況を見ながら、徐々に増やしていきたいとの意向も確認しているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 7団体の皆様たちが1つにまとまるというのは、とても難しいことだとお察しいたします。今の答弁をお聞きしますと、やはり例えばピノキオの会さんなどは22年間も活動を続けてきた団体さんでございまして、それだけの歴史や背景やそれぞれの地区での思いがある皆様たちが、小学校統合に向けて自分たちも1つになって、小学校統合に寄与できることがあればということで今会議を進められ、前向きに検討し、そして春からスタートしてくださるというご答弁いただき、私はとても安心いたしました。実は読み聞かせというのは、本当に朝の5分や8分、10分の時間なのですが、子供たちがしっかりと心への栄養を蓄えてくださったり、またボランティアの方たちは、決してお名前が出たり、賞状をもらったり、称賛されたりすることはないにしても、継続して子供たちのためと活動して下さっている。そういうボランティアな気持ちの方々たちが町内にはいっぱいいらっしゃいます。また、私が今回ご質問した公立中学校へのご提言でございまして、文部科学省におかれまして質問させていただきましたらば、全国では公立中学校51%の学校で読み聞かせ、素語り、そういう活動を展開しているという実績がございました。酒田の中学校でもやっていたらっしゃる中学校がございました。

そこで、教育長に質問でございます。やはり我が町においては、体験格差をなくすため、体験格差は酒田の子も鶴岡の子も遊佐の子もみんな同じ体験をしなくては教育上は不平等だと思いますので、ぜひ公立中学校でも今できていない読み聞かせの推進をしていただくことは可能かどうか、ご所見をお伺いいたします。

議長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） では、お答えを申し上げます。

中学生の読み聞かせ、私は賛成です。実は昨年度も中学校に在籍していましたが、その学校でも学期に1回ないしは2回朝の読み聞かせをしておりました。地域の方々から協力をいただきまして、朝の朝自習の時間に計画的にやっておりました。子供たち、中学生といえども、読み聞かせの時間は、その読み聞かせしていただいているボランティアの方の話術、または話し方に引き込まれまして、非常に、10分ないし15分間の時を過ごしていたというふうなところでございます。中学生もまだまだ義務教育の中で、情操教育、特に道徳教育や図書館教育が中心になりますけれども、本当に読み聞かせの中で、読書の中で育つもの、とても将来的には大きなものが、価値のあるものがあるというふうに捉えておりますので、中学校でもこの読み聞かせというのは非常に有効なことだと思いますし、中学校の校長先生とも話をしたことがあるのですが、ぜひそういうことであればというふうな、そういう前向きな意見も頂戴いたしますので、ぜひ前向きに進めたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 共感していただき、ありがとうございます。

そこで、また質問なのですが、今の答弁に関して2つ私ご質問したいことがございます。まずは、我が町は春に小学校の統合を抱えております。中学校の読み聞かせについて私は提言させていただきましたが、これは令和8年でよいのではないかと考えております。なぜなら、今は小学校の統合に全集中とはいかなくても、職員の方たちも大変課題が多うございます。読み聞かせの会の皆さんのヒアリング、またはボラ

ンタリーな精神の方たちがどのようにして運営していくかなど、丁寧な議論をしてから実行できればと思っております。令和8年に向けてできるかどうかというよりは、流れをつくって、土台がつくってあれば、そこに人は集まってきて、この読み聞かせの会は継続していくと私は考えます。その実行の時期としては、私は令和8年ぐらいかなと考えているのですが、そここのところの答弁と、あとやはりボランティアな気持ちの方たちを募るにしても、皆さんがどんなふうに展開していきたいかという町民の方の声をすくい上げていただきたいと思っておりますので、そのような会議も、お忙しいと思っておりますが、随時持っていただければと思っております。この2点についてご答弁をお願いいたします。

議 長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） お答え申し上げます。

今、議員からは令和8年度をめどにというふうな話がありましたけれども、まずは4月、年度が改まって新体制ができた段階で、この読み聞かせという、その話題を出していくという方向になろうかと思っております。遊佐町は、先ほど課長からありましたコミュニティースクールを推進するというところで、地域とともにある学校、協働の町づくりの一環としてコミュニティースクールを推進しておりますので、そういうところも踏まえてぜひこのことを出していきたいと。ただ、令和8年度という、そのことにつきましては一つの目安としてありますが、まず早く動けるものであれば動かしたいと思っておりますし、また先ほど言った7つの会の方々からの協力も、これはやっぱり不可欠になってくることもあると思っておりますので、そこは年度改まった段階で、校長先生はじめ、学校運営または教育課程をうまく操作していく、または教育課程の中でやっていくということにもなりますので、そここのところは早ければ早いほどというふうなことで考えております。

2つ目の質問でございますが、やはりボランティアな精神ということは非常にこの町の特徴でもあると思っております。おもてなしの心というものは脈々と引き継がれているというのも、私も実際感じております。ぜひ7つの会の方々からまず小学校の読み聞かせを軌道に乗せるということ、そしてまた中学校でもそのニーズがある場合にはぜひ協力してほしいということを含めて、これからもお願いしていくというふうな気持ちでおります。

以上です。

議 長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6 番（松永裕美君） どうかよろしく願いいたします。

付け加えまして、実は我が町は中学校で数学オリンピックというものも開催しておりました。教育長がご就任の前の話でございますが、教育課長はご存じだと思います。実は情報Ⅰという数学に関する試験が今年度から高校で必修化して、25年の大学入試共通テストから出題科目となります。今高1の高校生は、高3のときに情報Ⅰという試験科目が追加されるわけでございます。遊佐町で数学オリンピックをやっていた子たちがやはりやってよかった、そしてほかの学校にはなかったけれども、中学校でスペシャルな教育を受けさせてもらったということで、こういう大事なことを教育課のほうでしていただいていたわけなので、今ご答弁は難しいと思っておりますが、私は読み聞かせは、それは情緒的なもので大事だと思いますし、実際試験を受けるときには様々な難関をクリアして子供たちは試験を受けておりますので、ぜひ遊佐の子供たちは情報Ⅰに関しては中学校でも、ほかの学校よりも早く取り組んでいたねと一歩前へ出るような教

育をしていただければと思っておりますが、ご答弁もしけるようございましたらお願いしたいと思います。教育課長、お願いいたします。教育長でもどちらでも。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいまの数学オリンピックもそうですし、読書活動、これに特化させて私の所見を申し上げますと、やはり小さい頃からの読書に係る根づかせの取組が中学校にもつながっているのかなというふうには思っております。全ては子供たちの将来視点に立ってということになりますけれども、教育振興基本計画後期計画にも掲げております小中一貫した教育の流れで9年間で育てたい。児童生徒像を描きながら教育活動を推進していく上で、今後読書活動につきましても、中学校において持続可能性を持ってできる形で、先ほど教育長からもありましたとおり、学校の考え方、ニーズ、それからボランティアの意欲、意向を酌みながら取り組んでいければなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございます。なお、数学系の授業とか力の入れ方については、また会議のときにでもご相談していただければ幸いです。

続きまして、2番目に移らせていただきます。我が町の公共交通網の様々な課題を鑑みましてときに、我が町ではデマンドタクシーもありますし、また各地区のまちづくりセンター様のほうでは、町民の方を買い物支援として社会福祉協議会さんのバンを借りてお連れしたりとか、様々な、また免許証返納におきましても返納のチケットの枚数増とか取り組んでいただいております。ここで感謝申し上げます。ただ、皆さんもちろんご存じなのですが、高齢者人口は令和元年10月1日現在全国で3,589万人、総人口の28%に達して、団塊の世代の方が75歳以上となる令和7年には、65歳以上の人口は3,677万人に達すると見込まれております。その後も65歳以上の人口は増加傾向が続きまして、令和24年には3,935万人でピークを迎えます。昭和50年には3,348万人だった運転免許保有者数は、平成22年には8,000万人を超え、令和元年には8,216万人となっております。年齢は関係ないのですが、我が町の人口、ホームページで令和5年2月末を今拝見しますと1万2,777名でございます。免許を持っている人口の数、先ほどご答弁いただきました、町長にも、9,296名となっております。1万2,000人の町で9,000人が車の免許を持っているという実態でございます。これから10年、急にるんるんバスのようなバスが町を走ったり、公共交通網が劇的に改革できるということは、一生懸命考えてみたのですが、なかなか解決策が私には見当たりませんでした。それで、1つ思っていたことがございましたのは、高齢者、高齢者と皆さんおっしゃいますが、やはりきちんと運転していたり、運転ドライバーとしても例えば50年ずっと無事故だよ、ゴールドだよとおっしゃる方もいますし、千差万別なのではないかということに気づきました。警視庁のホームページでは、世界一安全な道路交通を目指して超高齢化、超がつくのです。超高齢化社会への対応の高齢の運転者の方の交通安全対策という項目で、やはり免許を返納するに当たって、ご家族の方が危険だと思うので、やめさせたいとか、そういうパーセンテージも全て載っていたのですが、実は都会では返納もそれは一つの手段でございます。地下鉄が走り、バスが走り、返納してもあまり困りませんが、私たちの町はどうでしょう。

ここで伺います。総務課長は、何歳まで運転免許を持って乗ってご自分で買い物行ったり、趣味

の釣りが、趣味が釣りが分かりませんが、何歳ぐらいまでとお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 私は、健康寿命が続く限りと思っております。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） すばらしいご答弁だと思います。実は私の今回の議論したかったことはそこでした。生き生き長くみんなが生き続けられればいいのです。要は運転を、法治国家なので、日本は。ルールを守ってみんなが事故を起こさないように暮らしていく町、そして私はそういう優しい町になってほしいなど日々思っております。我が町では、遊佐町交通安全専門指導員という方が長く在籍していらっしゃるのですが、例えばこちらのほうでも啓発活動で、令和2年では1,397人の方に啓発活動、令和3年、令和4年と増えて、今は1,856人の方に啓発活動していらっしゃいます。こういう取組が一番大事だと思います。そして、生き生き高齢者補助金の助成の意味は、先ほど答弁にもございましたが、試験を受けなくてはいけません。はがきが来まして、高齢者の講習、そのときにそこをパスすればいいわけなのですが、パスするのがもう心配ではないという町民の方にたくさん会いました。もう緊張で何をやったか分からないのだけれども、とにかく終わるまで不安でと。そこに町は、いやいや、大丈夫ですよ、皆さん、金額言っただけですけれども、例えば米～ちゃん券で500円とか1,000円、これをパスしたら役場に戻ってきてください。試験パスしたらこれ引換えで、簡単ではありますが、領収書を見せていただければ、手続してお買物券をお渡しして、それで町内でお買物もできるという、そういうシンプルな提案なのですが、決して荒唐無稽ではないと思っております。なぜなら、DX推進も進んでいる我が町でございます。私は、DX推進やこれからITの推進は絶対必要だと思っております。やはり基本に戻ったときに、高齢者の方が生き生き、うちの町はこういうことをしてくれるのだよ、頑張らねばという後押しをするのが遊佐町のオリジナルの遊佐モデルだと思っております。産業課長は、このことに関してどのような意見をお持ちか。ちょうど所管がデマンドとか産業課様なので、お答え願います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えいたします。

町のほうでは、所管として遊佐町デマンドタクシーということで、一定町民の暮らしを支えるためということで、乗合タクシーとして一定関係機関協力の下、進めておるところでございます。その中で、定期的に打合せなんかも行いながら情報共有を図って事業を進めておりました、その中では利用率の向上等、そういった問題が上がってくることもあります。今議員ご提案の件でございますけれども、一定そういった付加価値的なものをつけて、商品券なりの形で一定お返しするというようなところのご提案でございますが、そこと、あと高齢者がいつまでもできるだけ個人の能力の範囲で運転を継続していただけるというようなことについては、地域振興券のような、そういったお買物券を使って地元での買物をさせていただくことにつながりますので、地元の消費喚起というか、そういうものが向上しますし、あと最近買物難民という問題も生まれておりますので、できるだけ一人でも運転を継続していただけるというような状況は、所管としては大変望ましいこととも思いますが、一方で高齢化に伴って認知機能、運動機能と、そういった面でも能力の低下というか、実情の低下というものは避けられない問題もあると思っておりますので、どうやって安全運転を行っていくかというような、そういった十分な啓蒙、啓発と併せて、あとやはり一定のそ

ういった機能回復のための研修会なんかも一定サポートする体制が非常に重要になってくるのかなと考えるところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。

あと1つだけ。要は新庁舎になりまして、職員の皆さんの対応がとても丁寧だとお褒めの言葉もたくさんいただきます。IT化やDX推進は、人と会わずして機械があればつながれるというやり方です。我が町に必要なのは、もしかしたらそのように推進するのも大事なのですが、人と人がコミュニケーションを取る。職員の方に、いや、今日高齢者運転免許パスして合格してきたって言って、ああ、おめでとうございます、では今度交換ですねという、そういう職員の方とのカウンターでのやり取りもできるのかなと。私のこの提案には、付け加えさせていただきたいと思っております。産業課長は、その辺りは、職員の方たちの対応とかは、ちょっとITの推進の業務量をなくすというのとは反するのですが、どのようなお考えか、所見をお願いいたします。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 一定カウンター越しでのよりフェース・ツー・フェースといった、直接対面でのそういった業務のやり取りというようなことであります。実際役場に来庁して役場を利活用する、そういったやり方ということについては、例えばスマホなんか持たないで、役場においてはDX化の推進というところでも今後業務を進めていくようなところもある中で、そういった推進に少し例えば抵抗感を持っている方の中には、何かしら少し何か負い目というわけではないのですが、直接会ってお話することで、何かこれまでと同様安心できる部分もあるなって感じる方もいらっしゃる場合もあるのかなと感じます。ただ、それも含めて、基本的には、対面の対応もそうなのですが、役場全体の職員の業務の在り方についていえば、職員一人一人が町民の方に寄り添って、フェース・ツー・フェースの場に限らず、丁寧な対応を心がけて業務を行うというスタンスが一番大切であるかなと思いますし、そういったフェース・ツー・フェースの1回のそういった経験というか、対応で、例えばあまり役場に行きたくないなというような、そういった感じを受けないよう、役場は町民にとって敷居の高い、足を運びにくい、そういった役場とならないように、やはり全ての業務において職員一人一人が心がけて対応を図っていくことが一番大切であるのかなと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 心のこもったお言葉で本当にありがたいと思います。寄り添うという点では、我が国はデジタル庁ができて、もちろんその渦の中に進化と、そして発展のためには入り込まなくてはなりません。しかし、皆さんご存じのとおり、我が町は山形県内の市町村年齢別人口の平成22年国勢調査からも分かりますように、年少人口、ゼロ歳から14歳は、遊佐町は31位でございます。32位は舟形町、33位は戸沢村。生産年齢人口、遊佐は27位でございます。28位は村山市、29位は大江町、30位は大蔵村でございます。老年、65歳以上、遊佐町5位でございます。4位は舟形町、3位は小国町、2位は朝日町。私は、この発想の転換で、では高齢者の方が多いから何も進まないのかという議論ではないと思うのです。我が町

の遊佐モデルを私たちがつくっていかねばならないし、今産業課長のお言葉にありました。コロナ禍は、フェース・ツー・フェースが駄目になりました。この3年、私たちの価値観はがらりと変わりました。でも、よく考えたら、役場に来たときに一言会話があった、対応がよかったというだけで皆さん救われる方も大勢いらっしやったのでした。今回の高齢者の免許更新時の補助という課題は、実はいろんな引き出しがありました。私は、やはり長野県が概して長寿で知られておるところを調べたところに、平均寿命が1位だったのです、2015年の国勢調査では。それは、県民1人当たりの後期高齢者の医療費は低いほうから4番目、つまり相対的に低い医療費で高い健康水準を実現しているという県ということでございました。持続可能な医療の一つのモデルを示しております。これが生まれる要因について、長野県が挙げているのは3つございまして、1、高齢者の就業率が高く、全国1位。生きがいを持って生活できる。2、野菜摂取量が多い。全国1位。3、健康ボランティアによる健康づくりの取組や専門職による保健予防活動といった点が挙げられておりました。ここに私が申した生き生き自動車運転遊佐町の方向というのは、やはり無事故で長く車を乗っていただく方たちが遊佐はこれからも増えてほしいという思いと、本当は理想は例えば再生可能エネルギーで出たエネルギーでタウンバスを走らせてみたり、それこそ町内どこでも動ける電気バスが全国で一番に走る町だよとか、そういうことをしたいと思っておりますが、それができないので、今悩んでいるわけです。だったら、返納を否定するわけではないのですけれども、返納もある。しかし、高齢者だからといって全部その枠ではないのだよという。皆さん、お子様たちの教育や子供たちの教育には、多様性とか、そのままいいのだよとか、E v e r y o n e i s d i f f e r e n t、E v e r y o n e i s s p e c i a l、みんな平等だし、特別な人たちだよと言うのに、どうして、今まで頑張ってきてくださった私たちの先輩の皆様に対して、もうちょっと優しい町であってほしいかなと思う昨今でございます。今回この提言させていただいたことで、ひとつ私の話を聞いてくださった方には、運転免許取得者などの教育の運転技術の向上などを目的にした講習で、この講習を受講すると高齢者講習が免除されるというホームページの文言も見つけました。また、令和5年4月1日からは、教習所で行う高齢者講習及び運転技能検査の料金が変わりますともありました。料金は教習所により異なりますので、詳細は各教習所にお問合せくださいと記載されておりました。ただ、私思うのは、このホームページを見る高齢者の方がどのくらいいらっしやるのかなということと、こういう、ミニ知識でありますがいよいよ、令和5年4月から技能検査の料金上がるのだよとか、遊佐町議会はやはり町民の方たちの生活の日常の暮らしに合った議論ができているという議会であってほしいので、今回はこの話を提案させていただきました。また、町長が先ほどご答弁くださった相談窓口の充実、こちらはおっしゃるとおりで、#8080で、運転が心配なのだけれども、うちのおじいちゃん、おばあちゃんちょっとこんな感じでという相談は乗ってくださっているようなので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

それでは、最後になりますが、私のほうで1つだけ。ちょっと画面のほうを見ていただければと思います。私たちの遊佐議会では、議員の皆さんのそれぞれが学び合い、教え合い、タブレットの議事を推進してまいりました。こちらの図でございますが、タブレットで私が描きました。要は高齢者の方が生き生き運転できるようになったときに、商品券をもらいに来たとき、遊佐町ではこのマークをおあげするという、高齢者生き生きマークでございます。要は初心者マーク、皆さん車を運転、免許取ったときつけますが、今のマークだと、全国規定のマークだとちょっとデザイン性が、今のままよりは、こちらは黄色は稲穂を

示しております。ブルーは鳥海山の水、緑は大地でございます。こちらのようなマークを我が町のシンボルとして使いたいなと思い、作らせていただきました。こちらは、鉛筆も絵の具も何にも使わないで、ただこのタブレットだけでできるのです。もうすごいなと。自分でやってみて感動しました。タブレット議会、本当によかったと思っております。

では、最後ご所見町長からいただいて、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 高齢者の運転についてという形ではありますが、かくいう私も70歳過ぎていますので、おとしですか、自動車教習所にお邪魔して講習を受けてきました。一緒に行った方の話を、たまたま遊佐の方も半分ぐらいおりましたので、お話ししたら、やっぱり緊張するって第一の発声でした。そして、できれば長く運転したいよねというのが2つ目の声でした。かつて酒田地区の交通安全協会の会長をなさっていた吹浦出身のある方が95歳になったときに、「時田君、俺、家族からいよいよ返上せいで言わっでだんども、おめさんどう思う」って意見を求められたことを思い出しました。会長は、非常に自分でもまだ健全だと、運転しているのだと思っているのでしょうって言ったら、それは当然のことだと言われましたが、家族から見たら、やっぱり年齢も考えれば、大きな事故を起こす前に返上したほうがいいのではないかという言葉いただいて、踏ん切りが95でつけたという話も伺ったことがあります。毎日の暮らしで、その方は大社長で、運転手さんがちゃんと、大きな会社の会長で、いっぱい周り見る人いるのでしょけれども、息子の社長と一緒に動くのは本意ではないと、そんなこと言われましたときに、ああ、どこでもやっぱり同じなのだなという思いしました。自分は自分、いつまでも若く、運転できるうちは運転をしたいということは、松永議員の提案でも、やっぱり健康寿命、どうして延伸していただけるかという行政にとっては大きな役割かなと。いきいき百歳体操やっていただいて、コロナでなかなか機会が少なくなったり、団体が少なくなったりしている現状ではありますが、意外に町内の年配者の皆さん、先輩の皆さんは、多分サプリとか、いわゆる通販で売るサプリとか、あれがいい、これがいいって言われれば、もうすぐ早速それを求めたり、試して飲んだりはしているという話も伺っております。やっぱり地域同士で健康であり続けるための地域の活動を町が支援しながら、ご本人には納得して卒運転をしていただけるような町になれたならば素晴らしいと思っております。

以上であります。

議 長（土門治明君） これにて6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） それでは、今日3番目になりました那須正幸です。私のほうからも一般質問をさせていただきたいと思います。2つありますので、よろしく願いいたします。

初めに、町のLINE、その利用方法と導入はいつということであります。当町では、力強い地域社会と快適な町民生活の実現を目指すために、3年度からICT推進室を設け、デジタル化を進めてきました。国が進めるマイナンバーカードの普及に伴い、ポイント付与のツールとして、スマートフォンの需要と利用が町内でも増えてきました。また、地域おこし協力隊の協力により、現在大変好評と伺っておりますスマホ道場を開催し、スマホの利用などマンツーマンで教えながら利用拡大を目指しているところであります。ICT推進室ができた頃から、防災や福祉の情報、学校連絡や子育てに関する情報などをLINEでできないものかとの推進をしてきましたが、ようやく遊佐町のLINEが導入される予定であります。その時期はいつなのか。また、自分の欲しい情報をLINEを通して知るためには、登録などはどういうふうにするのか。今後の町の情報発信の在り方が重要になってくると思います。どう発信し、どう登録するのか、その事業計画を伺います。

2つ目は、新小学校がスタート、学年交流学習の状況と地域行事との連携はということであります。4月から皆さんもご存じのとおり小学校が統合し、新しい遊佐町立遊佐小学校が開校を迎えます。5つの小学校の交流のために以前から行われている交流学習の様子と併せて、PTA同士の交流などの開催などは行われたのかお聞きしたいと思います。また、統合に合わせて学校での説明会もありました。その中で、通学時のスクールバスの路線も増え、一般の方や中学生との共有となり、乗車人数も増えるとの内容でありましたが、乗車に戸惑う低学年、1年生などは特にそうだと思いますが、戸惑う方々も出てくるのではないかと思います。また、バスの利用方法も変わってき、乗車するだけでなく、運転する人、運転士さんもバスの利用に関して今までとは変わることになります。その対応も伺います。また、統合により、今まで各学校ごとに行われてきた四大祭をはじめとする地域行事との連携において、その窓口となるところはどこになるのか、その在り方について伺い、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、564回遊佐町議会3月定例会の3番目の質問者であります2番、正幸議員に答弁をさせていただきます。

まず、1つ目のLINEの利用方法、導入についてであります。遊佐町のLINE運用開始については令和5年4月3日を予定しています。多くの町民から友達登録していただき、情報発信の窓口を担えるよう準備しているところであります。個人が使用しているLINEサービスとは違い、1対1の通信を行うものではなく、友達登録者に一律の情報を提供するためのものであります。ただし、今回は追加のサービスを利用して、利用者が基本情報、例えば性別や年代、地区等を事前入力することで必要な情報のみを配信することも可能になります。機能等詳細につきましては広報等でお知らせいたしますが、暮らしの情報と遊佐町の魅力をリアルタイムでプッシュ型で発信し、町の情報を効果的に提供してまいりたいと考えております。また、災害時には一斉送信機能による情報伝達が可能で、登録をした全ての人々への情報発信ができるようになります。現在、より有効に情報できるよう、通常時及び災害時、両面からの運用について検討しているところであります。今年度より開始したスマホ教室、スマホ道場については非常に好評

で、これまで多くの町民から参加していただきました。3月10日、明後日からは初心者向けのLINE教室も開催を予定いたしておりますので、その中でも町のLINEをはじめとした友達登録の方法についても紹介していく予定になっております。スマートフォンの所有率が低く、操作が苦手な方も多い高齢者の方についても、LINEの利用率向上に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

2番目の質問でありました。4月から統合し、開設を迎える新遊佐小学校についてでありました。新小学校の開校に向けては、新校でも仲よく学校生活を送れるよう、令和3年度から交流学习を実施してきました。令和4年度につきましては、統合前年度ということもあり、顔合わせや校外の体験活動を一緒に行う活動から、遊佐小学校に集まって学習することを原則として行ってきたところであります。

1つ目として、交流学习の内容としましては、各学年において2回ずつ、また1年生から5年生までの全体での学習交流を遊佐小学校において2回実施しております。各学年の交流学习の1回目では、顔と名前を覚え、交流を通して仲よくなる活動を行い、2回目では、一緒に学習することを通して、より日常に近い形で交流をしてきましたが、すぐに打ち解けて交流学习を楽しんでいる様子も見受けられました。2月6日に行われた全体の交流学习会では、新校歌をみんなで聞いたり歌ったりして、開校へ向けた気持ちも高めてきました。コロナ禍でもあり、全体で歌うのは1回のみとなりましたが、上手に歌うことができたと同っております。

2つ目として、PTA同士の交流につきましては、新校開校準備委員会のPTA部会において、PTA事業の共有や交流活動の実施を計画しておりましたが、各小学校学年PTA同士のみならず、各校のPTA内での交流もなかなかできない状況でありました。しかしながら、今年度の後半には、各校PTA会長会での話し合いを重ねた上で、新校のPTA活動についての方向性を確認し、4月下旬の新校PTA総会の開催に向け、準備を進めているところと同っております。

スクールバスの利用方法につきましては、3月1日号の町広報で町民の皆様においてお知らせをいたしました。蕨岡小、藤崎小、高瀬小、吹浦小の児童は、通年スクールバス通学となります。このため、スクールバスを再編し、令和5年度から12路線で運行いたします。また、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への移動は、スクールバスの下校便を利用することとなります。児童の安全確保、スムーズな運行のため、3月と4月にも乗車練習を実施する予定であります。その都度課題を検証し、改善しながら、開校に向けて準備を進めております。新校開校後において、子供たちが安全に登下校ができることができ、保護者の不安を解消することで毎日安心して学校に送り出すことができる環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

地域行事との連携に関しましては、これまでコミュニティースクールを核として、地域学校協働活動との一体的な推進により、学校と地域の連携を密にしながら数多くの特色ある行事を行っていただいております。新校開校後もこれまでの築き上げてきた地域と学校の間関係をさらに強固なものにしていきたいと考えており、新校においては職員の中に地域連携担当職員を配置し、その職員をまちづくりセンターや地域学校協議会活動推進員との窓口として、四大祭をはじめ、地域行事との連携を図っていく方向で校長会と話し合いを進めていると同っております。学校統合の基本方針の中でも、地域とともにある学校づくりをさらに推進すると掲げてきております。その具体として、コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制を図り、1つ目として多くの地域の方が足を運んでくれる学校、2つ目として自分の住

んでいる地域を大事にするとともに、他地区のもの、こと、人と積極的に関わられる児童の育成、3つ目として児童が活躍する姿が住民に見える学校、4つ目として地域の方も学びの場となる学校、5つ目として地域を元気にする学校、これらを目指して取り組んでいるところであります。新小学校開校に当たっては、児童を取り巻く教育環境のあるべき姿を第一に考え、準備を進めております。開校後においても、子供たちが落ち着いて学んでもらえる学級経営、子供たちが新しい環境の変化に対応できることを最優先に体制を整えていきたいと考えております。また、地域のご意見等を伺いながら、柔軟に、そして丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、町長のほうからご丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。ちなみに、町長、副町長はLINEはご利用なされていますでしょうか。

（何事か声あり）

2番（那須正幸君） そうですか。ありがとうございます。使っていない方にちょっと話をしても分からないところもあるので、ご利用でしたので、よかったですと思います。副町長はやられていますか、やっていないですか。

（何事か声あり）

2番（那須正幸君） LINE教室があるようでしたので、ぜひご活用ください。

それで、今LINEのお話を伺いました。4月3日から遊佐町のLINEが導入されるというお話、情報でした、今、町内の方々は、この導入日時をなかなか知らなくて、私も今初めて聞いたところであります。その中で、先ほど来町長もおっしゃっていただきました協力隊の皆さんと、それからこの間やはり遊佐高生の留学生の方もおっしゃっていました。地域に行ってお話を聞くと、LINE道場はすごく評判がよくて、とても丁寧に教えてくれるのだそうです。そして、遊佐高生と一緒に来てくれる子たちも優しくて、一緒に教えてくれるという、とてもいい評判が出ておりましたので、ここでまず一応ご報告をさせていただきたいなと思っております。

そのLINEですけれども、今町ではLINEの導入を予定をしております。皆さんもご承知のとおりですけれども、私たち一般が使うLINEというのは、自分から送って、相手からも来て、やり取りができるLINEではありますけれども、先ほど町長の説明の中では、1対1ではなくて、こちらから、町のほうから一方的に一律に発信するLINEの中のような状況ということでありました。そうすると、自分が例えば遊佐町の子育てに関してどういった情報があるのかということを知るためにはどのような登録をすればいいのか。先ほど私壇上でも言いましたけれども、その登録の仕方というのが多分一つのネックになってくるのかなと思っております。ちなみに、県内では、LINEを導入している市町村は、お隣の三川町、庄内町、酒田市を含めて25市町村あります。ですから、遊佐町はそんなに早いほうでもなくて、遅いほうでもないわけなのですけれども、私たちはもう総務厚生常任委員会という所管でもありましたけれども、ICTができたときから、これLINEがあつたらもっと便利になるのになというお話も委員会の中でもさせていただいておりました。特に10月にも、大平山荘に視察を行ったときにも、やはり登山者の方々にも避難の状況が分からないような状況もあるので、例えば町の防災LINEがあつたら分かりやすい

なというふうなお話も出たところでもありました。

総務課長にお聞きしたいのですけれども、このLINEの、例えばLINEを使っている方が遊佐町のLINEを登録したいというふうになったときに、どのような登録方法で行うのかお話を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） LINEの登録方法ですけれども、何種類かあるかと思いますが、1つはホームページ上にLINE友達登録をするリンクをつくって、そこに表示される二次元バーコードを読み取っていただくと、LINEのソフト立ち上がり、お友達登録追加する、しないという画面が出ますので、そこで友達登録するところを押してもらって登録できます。前提としては、スマートフォンにLINEのアプリを入れていただくということが前提かと思いますが、そのようなことですので、あとは広報にも二次元バーコードを印刷して、それを読み取ってもらうということになるかと思いますが。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からお話がありました。多分QRコードみたいなバーコードを読むと、そこから入っていくというお話でした。ちなみに、LINE、スマートフォンを持っている方々は割と分かりやすい仕方かなと思っておりますが、やはり初めて持たれる方や持っていない方、これから持とうとする方々はなかなかやり方が分からないところであります。そのために、実は広報に入っていたチラシを私持ってきたのですけれども、こういった初心者のためのLINE教室という多分先ほど町長おっしゃいましたのが開催されているのかなと。先行して町でもやっぱりこういうふうにやっていただくと、本当に利用拡大につながっていくのかなと思っております。その中で、このLINE教室と併せてLINEの周知、多分これからまた広報、いろいろな形で周知をしていくのかと思うのですけれども、このLINE教室の中でも、やはりこちらの町のLINEの入れ方とか、そういったところの説明はやっていくのかどうかと、またせっかくですので、このLINE教室の前のスマホ道場、各地域での利用者の反響ぶりというのはどのくらいの方々にご利用いただいているのか、その辺2つちょっと総務課長のほうにお聞きしたいと思っております。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） スマホ道場をまず最初にお話し申し上げますけれども、ずっと10月の頭から最初開催をしております。回数的にはちょっと統計取っておりませんが、人数はトータルで、延べ人数になりますけれども、276名、同じ方もいらっしゃるかと思います。1日平均で10名前後、多いときで16人ということもございました。あと、年代的には70代の方が約半分、50代、60代が4分の1、80歳以上が4分の1程度となっております。利用者からの声としては、非常に分かりやすくよかった。1対1で説明をいたしますので、長時間ではありませんけれども、疑問点にピンポイントで答えるような状況で開催しておりますので、評判は非常にいいということに、そういう声がいろいろ寄せられております。

最初の質問何でしたっけ。

（「LINE教室の中での登録の仕方を教えてください」の声あり）

総務課長（佐藤光弥君） 大変失礼しました。当然、LINE教室、今現在デモのアカウントがございまして、そのアカウントを使ってほぼ運用するときと同じLINEのシステムを利用できるというか、その使い方を研修できる内容になっております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今まで276名の方々がスマホ道場をご利用いただいているということでありまして、やはり私たちもそうですけれども、この情報って結構早い情報なので、昔は、教育課の課長もおりますけれども、学校の連絡網といいますと、学校から各学年の評議員の方に連絡が来て、その評議員から枝分かれで何人かに連絡をしていたという、私もその経験があります。ただ、不在のときはまたいるときに連絡をしなければならないという形で、いない人の次のところに今度電話をしなければならないという、そんな連絡網を取っておりました。今、小学校のほうではさくら通信でしたっけ。

（「連絡網」の声あり）

2番（那須正幸君） 連絡網がありまして、実は私が吹浦小学校でPTA会長させていただいたときに、あのときに岸校長と一緒に一番早く教育委員会の連絡網を借りて、そういった一括のメールLINEを使わせていただいたという思いがありました。やはりその情報というのはなるべく早いほうがいいのかと私は思っております、今後はこのLINEの導入でこういった情報を町民の方々に町としては流していくのか、そのところの内容をちょっとお聞きしたいと思っておりますので、総務課長、よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） LINEの機能につきましては、一般的というか、ほかの市町村でやっているようなメニューになろうかと思っております。メニューバーがございまして、そこにごみとか子育てに関すること、あるいは防災関係とか、いろいろそういった情報、観光等含めてそういったメニューがございまして、そこで配信を希望すると、それに関する情報は自動で遊佐町のほうから送信されることとなります。また、先ほどもお話ししましたとおり、年代とか性別等々で特別な情報、年齢とか入れると健診の情報であったりとか、そういったこともできようかと思っておりますので、いろいろなところで使えるのかなと。今こういった機能を持たせるかというところをICTのほうと各担当のほうでLINEの情報の共有を図っているところになります。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からもお話がありましたが、子育てやごみの情報、そして防災というお話がありました。これは、あくまでも自分でメニューを希望しなければならないというところもあるわけですよ。ただ、緊急の場合は一律で発信できるという形の情報でよろしかったでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） そのようになります。町で必要に応じて皆さんに情報発信できる機能となっております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 確認をさせていただきましてありがとうございます。私たちも、地震で津波警報が出たときに、やはりふらっとのところに、夜でした。避難をしました。なかなか、勘違いというか、町民の避難する方々が勘違いしたのか、私たちが勘違いしたか、解除命令というのは出なかったのです。それを出るまでずっと待っていて、結局10時過ぎの避難で、12時過ぎまであの上のほうに西山地区の方々も結構待っていたというところがありましたので、そういったところもそういったLINEの情報とかもあればすごく分かりやすいのかなと思ったところでもありましたので、やはりこういったLINEはぜひ、いろいろと情報発信をするほうも試行錯誤があるのかなとは思いますが、これは総務課で一括して発信するのか、もしくは各課の方々が発信するのか、その辺のところを伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 一斉発信の機能につきましては、それぞれの所管になろうかと思えます。防災関係が大きいと思えますので、そこは総務課になりますけれども、LINEの機能的にはLINEで全て完結するわけではなくて、いろいろ打ち込んでいくと町のホームページにリンクして、そちらから情報を得るようなシステムになっておりますので、それぞれの所管で担当するホームページの更新等のあたりも重要になってこようかと思えます。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 担当課のそれぞれの役割の方々が発信するというお話もありましたので、職員の方々にもご足労をおかけしますが、やはり町民の方が利用しやすい情報を流していただければ本当に助かるなと思っておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

総務課長が前におっしゃっておりました。スマホ道場をやっているので、ぜひスマホ道場破りも出てくれればいいかなというお話がありましたが、実は県外留学生の遊佐高生の卒業生の中で手伝っている子が自分の思いもお話をしてくれました。とてもいい思いだったなと思ってお聞きしていたのですけれども、やはり私はそのアプリをつくりたいのだと。高齢者の方々が1回ずつ役場に来れなくても、利用できるようなアプリをつくっていきたいということをおっしゃっておりました。とても私はそこにも感動させていただいたのですけれども、やはりそういった方々が増えて、道場破りというような言葉は悪いのですけれども、町のアプリに添付できるようなものをつくっていただいて、町内の方々が利用しやすいように情報発信ができるようになれば、もっともっとこの遊佐町のLINEも活用できるような形になっていくのかなと思っておりますので、ぜひそういうところも皆さんにお願いをして、LINEのほう終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、新小学校のほうに移らせていただきます。話が戻りますが、約10年前に第1回の学校適正整備審議会がありまして、私はその1回から2回の審議委員でもありました。多分そのときの内容分かるのは、この場では私と町長だけかなと思っておりますので。新しい学校が間もなくスタートいたします。そのスタートする中において、当時の教育長の、前任の教育長とも私もいろいろとお話しさせていただきまして、一番心配していたところが、各学校が統合したときに、えっ、俺この子知らない、あの子知らないではなくて、やはり統合したときにみんな友達同士で新しい学校を迎えたらいいなという、そんな審議会の中でも夢に向かっての話合いがあったことを今でも思い出します。町のほうでは、先ほど

町長のお話がありました。各学年2回、そしてほかに1回と交流会を行っているというお話がありました。資料の中にも、学校説明会資料の中でも、また学校説明会でも、そのときのビデオを上映しながら、子供たちの表情もあったのですけれども、あえて再度ここでまた確認をしたいと思いますが、どのような形で学年交流会、学習交流会が行われたのかと、また直に、やっぱり子供たちの声って、子供たちは正直で、楽しかった、面白かった、また会おうねとかというお話が出ると思うのですけれども、そういった子供たちの声はどんな声があったのか、担当の教育課長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

先ほど町長答弁にもございましたけれども、昨年度から実施してまいりました交流学習は、遊佐小学校に集まって、今年度は学年ごとカリキュラムを組んで、教務主任方が計画をして、時期を年間計画に位置づけて、2回ずつ交流を行ってまいりました。その様子は1回目には私どもも一緒に見ておりますけれども、顔と名前を覚えて班ごとに話し合いが活発に行われたり、間もなくすると笑顔があふれている様子が見て取れました。保育園と幼稚園からの仲よしも多くいますので、すぐに打ち解けて交流学習を楽しんでいる様子が見受けられました。子供たちが発した声からは、とても楽しかった、4月になるのが楽しみですという感想を持つ児童が多くいたということで、クラスの中で声があったということで、それをまとめております。やはり子供たちは、一方楽しみにしている様子が見て取れました。帰りのバスの見送りの際には、児童の名前を呼んで別れを惜んでいる場面もあったところです。先日、知人からも、子供から楽しけよと言われてきたというふうにも私も聞き及んでおりました。うれしく思っております。今年度は、各地区にいらっしゃる地域学校協働活動推進員、那須議員からもご協力いただいておりますが、その方々からも見に来てもらって、その様子をまちセンだよりも掲載してもらいましたし、保護者説明会の際にも記録した動画を流して保護者の皆さんから見てもらったところがございます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今、課長からご説明をいただきました。私も、事前の統合に関する説明会、吹浦小学校で参加をさせていただきまして、その際に上映されたビデオなども見させていただきましたが、やはり子供たちがもうバスに乗って、乗るのが惜しいような形で、乗れば乗ったで窓に向かってさようならって手を振っているところの、やはりそういった笑顔がとても印象的だったなと思っておりました。行政のほうからは、いろいろとこういった形で子供たちの交流を重ねていただいて、やはり新しい新学期からみんな友達同士で授業が始められるという形を取っていただいたことはとてもよかったなと思っております。ただ、その中でやはり、先ほど町長のお話がありましたが、PTA同士の交流会がなかなかできなかったという事情がありましたので、そこはPTA総会で皆さん初めてお会いするのかなと思っておりますが、教育委員会のほうではどのような形で考えておるのかどうか。また、新しいPTA組織で、今まではPTA連合会の中でも各学校の連合会というのがありますが、今度は1つになっていくという形になりますので、なかなか大きな中でのPTA活動というふうになっていくと思いますが、PTA同士の今後の交流に関してどのような形で考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

先ほど町長答弁にもございましたけれども、今年度PTA部会のほうでも計画をしておりました交流活動の実施ということで、小学校間のPTA、学年の交流のみならず、なかなか各校のPTA内での交流もできない状況で、残念でありました。しかしながら、後半に入ってから、町のPTA連絡協議会の研修会を通じて交流を図ったり、会長会ではPTA規約のほか、PTA活動の方向性について何回も話し合いを行って来ておられました。これらを踏まえて、保護者説明会におきましては、令和5年度のPTAの在り方についての基本方針をPTA会長から説明をしていただいております。その基本方針としましては、5校のPTAのこれまでの成果を踏襲しながらも、活動内容は初年度の委員が新しい学校のPTA活動を話し合っただけで決めていく、新しい形をつくっていくとしておるところでございます。また、一小学校、一中学校の強みを生かして、小中一貫した視点から中学校の規約のほうも参考としておるところでございます。あくまでも4月下旬、30日予定のPTA総会で決定していくことになる予定であります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありまして、新しい形でということであります。私も大賛成であります。時代は変わってしまっていて、私たちがいたPTAのときでもやはり規約改正も何度もした思いがあります。ですから、新しいPTAの方たちにも、自分たちがやりやすいような形でのPTA活動ができるように、やはり自分たちで決めていただくのがとてもよろしいことかなと思っておりますので、前と違って今ですと結構いろんなクラブ活動とか課外クラブ活動などでも親同士の交流もありますので、そういったところの親睦も重ねながら、より一層広げていただければ、PTA同士はすぐにでも仲よくなれるのかなと思っておりますので、そういったところの配慮もぜひお願いしたいなと思っております。

先ほどスクールバスのお話がありましたが、こちら私も、ちょっと広報に載った説明のコピーであります。この中で少し気になっていたところがありました。実はこの町民の皆さんにも次の点にご注意してくださいというふうなバスの利用の注釈がありましたけれども、小学校とか保護者の皆様にはこういった形で連絡をさせていただいておりましたが、中学生の方々も一緒に乗られるわけでありまして、中学生というのは、本当に教科書が重たくて、それにまた部活のかばんもありまして、2つ、3つのかばんを持ちながらバスに乗る子たちも特にいます。乗るときにやっぱり自分の脇に置くものですから、なかなか、今のバスですと広いのですけれども、今度小学生たちが乗ってくるとなると膝の上に置いてというお話がありますけれども、中学校の子供たちにはこういった説明は行っているのかどうか、バスの利用に関してその辺のところを確認したいと思っております。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

バス利用につきましては、保護者説明会でもやっぱり一番多くご質問等いただきました。中学生のいわゆるレクチャーの状況はということになるかと思っておりますけれども、1回目、11月にスクールバスの乗車練習を開始しておりますけれども、それと程なく同時進行で事前に中学校ともよく打合せをしてきておりました。乗車ルールに基づいて、今広報等にも掲載させていただいておりますけれども、そのことにつ

いて共有を図りながら、今般中学校生徒に向けても先生方から乗車ルールの指導を徹底していただくよう伝えております。中学校につきましても、今までと同様になるのですけれども、5年度の乗車証明書を発行する予定でございますけれども、同じくバスにはバスディーラーという者を置いて、しっかりと乗り方について問題があれば中学生にも指導していく予定でございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今、課長からご説明がありました。中学生にも通知をさせていただいているということで、ありがとうございます。ただ、やはりあまりかちかちでやっていくと、なかなか予定どおりにはいかないものなので、少しゆとりを持って、まずは1回やってみていただいて、それで早めの対処をしていただければまたいいのかなとは思っております。やはり万全な準備をしてもなかなか思いどおりいかないところもありますので、そんなときは臨機応変に早めに対処していただければありがたいなと思っております。その中で、先ほど私が言いましたけれども、乗る方だけではなくて、運転する方も今度はあるわけでありまして。バスが12便に増えます。増えた中で、やはり一般の方、そして小学生、そして中学生が乗るというふうになると、運転する方は多分1人かなと思いますので、そういったところでの、前の教育課長のときに災害に対する運転マニュアルをつくっていただいたことが、私ちょっと一般質問でして、つくっていただいたことがあったのですけれども、今回は運行マニュアル、多分運行マニュアルも変わってくるのかなと思うので、そういったところのマニュアルの制作はこれからあるのかどうかお聞きしたいと思っております。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

児童の安全、安心を最優先にして考えたときに、このスクールバスの利用というのは我々にとって最も最優先事項で、最も配慮すべき事項というふうに捉えてきました。その中で、来年度この路線を3路線増やして12路線で再編して運行していくわけですが、運行体制の強化ということで昨年度から目標に掲げてきておまして、ちょうど今ご質問にございましたいわゆるマニュアル的なところでございますけれども、今般、運行管理マニュアル、災害時の対応マニュアル、事務運用マニュアル、これまで整備してきました乗車ルールも含めて刷新をして、一元化をして今作成をしたところでございます。やはり運転士さんともそうですし、先生方ともそうですし、組織的に対応していくべくこのマニュアルを見直しして刷新したところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長から報告がありましたので、刷新して先行しておつくりいただいているということでありましたので、とてもよかったなとは思っておりますので、ぜひご利用いただければありがたいなと思っております。ありがとうございます。

それから、もう一つ、やはり新しい学校になったときに地域との行事の連携というのがありました。四大祭、こちらの学校説明会の資料では、ふるさと授業ということで、3年生は伝統文化、産業、自然、そして4年生は自然に関する学習、5年生は産業に関する学習、6年生は伝統文化、歴史に関する学習とい

うふうな例でありますけれども、入っている説明会の中での資料がありました。その中で、学校部会の報告書を見ますと、その他の行事ということで、学校部会の中ではやはりできない行事も出てくるのだというお話がありました。例えばその中で地区特有の行事というのがありまして、相撲大会、また剣道大会、吹浦の祭り等も入っておりました。そういったところは、地域のまちづくりセンターが中心となって学校とのつながりをつくってくださいますよというふうな内容の文言が入っておりましたが、多分この中にはやはり地域まちづくりセンターとは母体が全然違う。吹浦祭りはそうなのですが、祭協賛会というのがあります。協賛会で動いているようなところもあります。そのほかの例えばボランティア団体が行っているような、子供たちに参加していただくような活動内容も多分これから出てくるのかなと思うのですが、やはりそういった中で一番、子供たちに参加をしていただきたいという参加の促しをする場合に、学校のどこに行けばいいのか。先ほど町長のお話では、職員を配置してくれるというお話がありました。とてもいいことだと思っておりますけれども、そういったところはやはり学校との連携の中で明確になっているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

令和5年度の新小学校におきましては、先ほどございましたけれども、職員の中に地域連携担当職員を配置しまして、その職員をまちづくりセンターや地域学校協働活動推進員との窓口となって、地域行事を進めていく方向で校長会と話を進めているところでございます。新小学校の経営方針には、保護者説明会でも申し上げておりますが、キーワード、ふるさと愛、このふるさと愛を前面に出して、恐らくほかにはないかと思いますが、ふるさと愛育成部を置きます。学習指導部、生徒指導部、健康指導部に加えて、ふるさと愛育成部を置いて、ふるさと愛の醸成を育む教育の充実に取り組んでいこうとしているものでございます。ここでイニシアチブを取って、地域担当をここに置いて、それを受け持つことを想定しております。行く行くはホームページ等でも発信できればなという思いをはせているところでございますが、先ほど祭協賛会などなどまち協事業にかかわらず地域独自で行ってきていただいております行事、子供たちの関わりという行事につきましても、どのような場合におきましても、地域行事の案内の配布などについては、この学校の窓口担当を通じて全町の児童に参加を呼びかけることも可能ですし、場合によっては地区ごとの児童にすみ分けて周知することも可能というふうに考えております。実際に開校した後におきましても、課題等ございましたらば柔軟に丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 新校が始まってからですと、なかなかその窓口が分からなくて、いろんなところに行ったり来たりすることも多々あるのかなと思いましたが、お聞きしたところでもあります。しっかりと行政の町のほうで体制を整えていただいていることは今答弁で分かりましたので、そういったところも踏まえて、先ほど言いましたけれども、今度は周知のほうをしっかりとさせていただければ、地域とかその他団体でも戸惑うこともないのかなと思っておりますので。ふるさと愛ということでもありますので、子供たちには学校の勉強以外でもいろんなことを体験していただきたいというのも地域でもあるのかなと思っておりますので、そういったところも踏まえて、できる範囲でご協力、またこちらのほうでも、町民の

方々でもそういったことはお願いもすることもあるのかと思いましたが、その窓口がしっかりしていれば今後ともやはり継続できるのかなと思っておりますので、そういったところを通してお願いをしたいところであります。本当に間もなく開校いたします。長いスパンの中で、一生ということの中で、やはり当時の審議委員会の皆さんにもいろいろな思いがあつての新しい学校の開校だと思っておりますので、ぜひ万全の体制の中で柔軟に対応できるように整えていただきまして、新しい開校を迎えたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私の質問終わります。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 本当に令和元年からどのような学校にしましょうかという形で、統合準備委員会と多くの皆さんからお力をお借りして、やっと4月の開校まで来たということ、これまでの多くの皆さんのご尽力に感謝を申し上げます。私、今NHKの大河ドラマで、どうする家康というテーマです。これまではどうなるのか、それはそれで検証しながらでいいのでしょうかけれども、新たな親が参加してくる。子供も参加する。では、新しい学校どうしようかということは、当然町も当事者です。学校も当事者けれども、新たな親たちも当事者。やっぱりみんな力を合わせて、どうなるかではなくて、どうするかをずっとずっと今後も話し合いをしていくということが一番肝要なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

4番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。一般質問に入ります。

いわゆる2,000個問題というのがありまして、これはどういう問題かというのと、データを流通させるときの支障があるということのようです。2,000個というのは、47の都道府県、1,700を超える市区町村、その他広域連合等を考へての数字であるわけですが、これがそれぞれが違ふところがあるとデータ流通の支障があるということと言われて、2,000個問題というふうに言われるようであります。ただ、問題性ばかりが強調される議論だけではなく、2,000個の条例があることの意義も考へる必要があると思ひます。地方こそ大量の住民の個人情報保有してあり、とりわけ要配慮個人情報を国よりもはるかに多く保有して個々事務を行つております。そして、個人情報保護制度は、もともと地方が先行した制度であり、その地域の事務に関して国が認識しにくい個人情報保護に係る問題を国よりも早期に認識して対策することが必要で、個々の条例を通じてそれを行つてきたことの意義が強調されなければなりません。これを認知の先導性というふうに言うようですが、要するに問題を先に分かるということのようですが、この面で自治体の果たす意味は大きいというふうにされています。住民自治を実現するための手段、あるいはその前提条件としての個人情報保護制度としても位置づけるべきであると思へる次第です。今回、遊佐町個人情報保護条例が遊佐町個人情報保護法施行条例案となることによりまして、町民の個人情報保護がどのように変わるのか伺ひます。

また、個人情報保護については、遊佐町情報公開個人情報保護審査会の果たす役割が大きいと思へますが、これについてもこのたび条例の設定案が出ております。その意義について伺ひます。

最後に、個人情報保護の一丁目一番地というふうに私が考へます住民基本台帳、これに関する自衛隊職

員による閲覧の状況について伺います。

以上、壇上からの質問であります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、4番、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

個人情報保護条例とそれらの国の施策等についての質問でありました。これまでの個人情報保護制度は、国や民間企業など個人情報を取り扱う主体ごとに3本の法律が定められており、地方公共団体においては、それぞれが個人情報保護条例を制定し、個人情報保護制度を運用してきました。この間、国や地方におけるデジタル業務の改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ通信の支障となり得ることなどから、現行法制の不均衡、不整合を解消し、データ通信と個人情報保護の両立を図るため、3本の法律を1本の法律に統合し、個人情報保護制度の見直しが行われました。この見直しにより、地方公共団体の個人情報保護制度は一旦リセットされ、統合後の個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることとなります。具体的には、これまで各自治体でばらつきがあった個人情報の定義が一元化されることや、匿名加工情報の提供制度が導入されること、1,000人以上の個人情報を取り扱う事務について個人情報ファイル簿を作成し、公表することなどです。個人情報保護制度の全体の所管が国の機関である個人情報保護委員会に一元化されます。地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供や助言を求めることが可能となっていますので、今後は個人情報保護委員会が個人情報の取扱いに関する概要や事務対応に係るガイドラインを基に、個人情報保護制度の的確な運営を行っていくこととなっています。

2番目の質問についてであります。条例の設定案の意義についての質問でありました。この2番目の質問については、まだ議案は上程されておりませんので、上程予定ということについて答弁をさせていただきます。これまで遊佐町情報公開・個人情報保護審査会は、遊佐町情報公開条例の規定により設置していましたが、個人情報保護制度の見直しに伴い、審査会の所管事務が一部変わることから、新規条例として制定するものであります。審査会が新しく所管する事務は、個人情報保護法施行条例（案）の規定により、1番目として条例改正や廃止をしようとする場合、2つ目として保有個人情報の安全管理措置の基準を定めようとする場合、3つ目として実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、特に必要であると認めるときに、諮問に応じ、調査審議を行うこととあります。一方、廃止となる所掌事務は、現行の個人情報保護条例の規定による個人情報を本人以外から収集する例外として及び個人情報の目的外利用または提供を行う例外として、公益上必要かどうかを実施機関が審査会の意見を聞く事務であります。所掌事務の一部に変更はありますが、審査会はこれまでどおり町の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し、重要な役割を担っていますので、今後とも公正かつ中立的な審査会の運営に努めてまいりたいと考えております。

3番目の質問にありました自衛隊員による住民基本台帳の閲覧状況であります。令和元年度9月5日、また令和4年2月24日に開催した遊佐町情報公開・個人情報保護審査会において、自衛官募集に関する適齢者名簿の自衛隊への提供について審査をいただいた結果、いずれも従来どおり閲覧という形で情報提供すべきだとの意見であったため、その後も閲覧で対応しております。閲覧数については、所管の課長をして報告いたさせます。

以上であります。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） それでは、自衛隊職員による閲覧数についてご説明申し上げます。

自衛隊募集に係る事務を目的としまして、毎年度1回ですが、当該年度で17歳及び21歳になる男女について閲覧に対応しております。この3年についての閲覧数についてですが、令和2年度が99人、令和3年度が168人、そして令和4年度が、今年度が194人となっております。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 分かったのですが、最初の99人とその後の2つの数字の差、随分差があるように思うのですが、その理由について伺います。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 令和2年度につきましては、こちらからは159人の人数をお出しして、そのうち99人を閲覧されたということになります。それから令和3年、それから令和4年度につきましては、全員の人数を閲覧されていきましたので、その人数が高くなっているということになっております。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 従来の閲覧のあれも今まで何回か聞いておるわけですが、具体的にその閲覧の方法というか、その様子は、例えば場所はどこでとか、立会いとか、そういう関係はどうなっていますか。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 閲覧の場所ということによろしかったかと思えますけれども、遊佐町の住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務処理要綱におきまして、閲覧する場所というのが町長が指定する場所としておりまして、遊佐町ではその場所を町民課の現在の東側のカウンターでございますけれども、そちらのほうで閲覧をしております。町民係の職員が常駐する場所ということで、そこでチェックとか、そういったことをしております。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 住民票台帳の閲覧については以上で結構です。

多分総務課長が所管だと思うのですが、この情報保護について伺いたいのですけれども、今回今までの保護条例が廃止になって施行条例に変わるわけですね。これに伴って個人情報保護の取扱いについて変更になるようなところは出てこないのでしょうか。そのところをお伺いしたいのですが。

議 長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 変更になるところということで、町長答弁にもございましたけれども、全国一律の基準で対応するという、あと事務の中でファイル簿を常備して閲覧に供するといったところが変わろうかと思えます。基本的なところについては変わらないのかなと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君）　すると、今の説明では、従来のこの遊佐町個人情報保護条例というのは、例えばほかの市町、全国の他の自治体と比べて全く同じものを使っていたということになりますか。独自の部分はなかったのでしょうか。

議 長（土門治明君）　佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君）　ちょっとそのほかと違うという確認はしておりませんが、あったのかもしれないけれども、比較をしてみたことがなかったものですから、何とも言えませんけれども、基本的には同じような法律というか、条例と法律となって、国で一元化するということで、具体的に違うところについては先ほどお話ししたようなところなのかなと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君）　4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君）　この現在の条例で、例えば第 2 章、実施機関が保有する個人情報の保護というところは大分規定が細かいのですけれども、こういった細かく保護されているその内容が今度の個人情報保護法で全くカバーされているというふうに言えるのでしょうか。

議 長（土門治明君）　佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君）　今現在、個人情報保護条例で個人情報のシステムを活用しながら個人情報ファイル簿というか、個人情報を取り扱う項目等について入力して運用をしております。それが個人情報ファイル簿ということで法律の中でも定められているわけですが、その中に規定している町で使っております個人の認識番号、氏名とか性別、生年月日、住所等々については、同じように法律が 4 月 1 日から適用になったからといって、その記録項目については変更する予定はございませんので、同じような内容で規定されているのかなと思っております。

議 長（土門治明君）　4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君）　先ほど自衛隊による閲覧の状況を聞いたわけですが、各自治体では差があるので、やっぱり。遊佐町なんかは、その件についてはとても厳格にというか、ある程度厳格に対応しているところだと思います。個人情報保護についても、具体的な取扱いについては差があってもおかしくないのですが、今の課長の説明では、そういう明らかな差というのはないと。大体似たような状況で各自治体とも運用しているというふうな説明だったと思うのですが、それではよろしかったでしょうか。

議 長（土門治明君）　佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君）　基本的には、細かいところで死亡者の個人情報を認めるとか認めないとか、そういうところで違いのあるところあったかと思っておりますけれども、今後につきましては個人情報保護委員会というところで一元的に管理することになりますので、今後については全国的に一律な取扱いになるのかなと思っております。

議 長（土門治明君）　4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君）　どうもこういうふうな事が進むわけですが、どうも感じるのは同じ型にはめようと。例えば今回のあれでいえば、同じ一本の国による個人情報保護法で、あと各自治体はそれを施行するだけということで、名称も施行条例というふうになっているのですが、どうもそれで果たして実際問題が生じないのだろうかという懸念があるわけでありまして。どうも今回の個人情報保護に関するものしかり、

それからマイナンバーの適用の関係なんかも、運用の関係なんかもそのように感じるわけですが、どうも実際は実務はデジタルはもちろんですけれども、アナログの部分も欠かせないわけです。人が扱うし。そういうことを全く捨象して、全国一律これで同じだと、これでやれるのだというふうにやるようなところが何か無理を感じるというか、実際的でないという気がするわけであります。

公共サービスの産業化、行政データのオープンソース化によりまして、公共性、基本的人権など本来の地方自治体行政の在り方を大きく変質させる事態が懸念されています、今回のようなことを進めることで。また、デジタル化により住民の様々な個人情報を一元管理され、行政が保有する全住民の基礎データ、インフラなどの基幹データに加え、教育、医療、エネルギー、金融、小売、交通など様々なデータを関連づけ、住民一人一人が自分の健康状態、預金口座、家族関係に至るまで日常的にデータ連携基盤への提供が求められ、個人情報がないがしろにされる懸念があるというふうに言われます。最先端のIT技術の利便性を享受することは町民の多くが望むものでありますけれども、住民が自治能力のある町民としてではなく、企業と行政から生活を管理され、消費を引き出される対象と位置づけられることなく、住民自治法1条に示される住民の福祉の増進を図るという自治体の本来の役割が発揮され、多くの町民にその内容について可否を含め十分に伝えられ、納得と合意の上で情報技術の活用が判断されるべきだと考える次第であります。

以上で質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保護議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 冒頭山形県町村議長会のほうから議員在籍23年の表彰いただきましたが、これまで私を支持してくださった皆さんに感謝いたします。今後も微力ながら地域の発展に努力していく所存であります。乗りかかった船ですので、これからは議員在籍30年を目標に、地域とともに歩いていくつもりです。

では、一般質問を読みます。農業を取り巻く問題は数多くありまして、問題点を再認識することで将来的な打開策が見つかるかもしれません。農業をする人が減っている理由としては、農業の機械化、農薬や生産技術の向上によって、農作業、特に稲作にかかる時間だけ減って、小さな農家では人手を多く必要としなくなりました。日本の農地面積の41%は、傾斜地の多い中山間地域です。大区画化や大型機械の導入などが難しく、効率化ができないため、地域農業の担い手が育たない現状もあります。中山間地域に限らず、集落の人口減少によって、学校の統廃合、商店、スーパー、会社などの働き口が減ったり、若い世代は都市部へ出てしまい、地域の高齢化が進んでいます。残って農業を続けていた人が年を取ったために農業を続けられなくなって、農業をやめてしまう人が増えているのが現状です。農業で若者減少はなぜ起こるのかと。これは、常に屋外で活動するため、夏に暑く冬は寒いという、こういう厳しい労働条件の中、毎日農作物と向き合って働き続けられる体力が必要です。資金、収入、体力など様々な面をクリアできないと継続していくのが難しい点が若者の農業離れにつながっています。離農の主な理由としては、農業以外の仕事をするのが多くなったり、また十分な収入が得られなかったとなっております。

農業を始めるに当たって問題なのは、新規就農のためのハードルの高さです。まず、農地の確保が難しく、何とか農地を確保できても、今度は水利権の問題があったりしまして、農業を始めるための農具や農

業機械の導入も結構大変で、多額の費用がかかる機械もあって、新規就農者には入手困難なものもあります。何とか農業を始めても、すぐに収入が発生するわけでもなく、農作物を育てる時間が必要ですし、収穫した農作物の販路を確立しなければ現金収入を得られないということもあります。そのほか、農業には様々な名目で維持費が必要です。新規参入者に高いハードルがある一方で、離農者は年々増加しています。この状況が長年続いているため、結果的に農業従事者の数は減少していると考えられます。多くの農家の経営は苦しく、もうからないために農業をやめて別の店で生計を立てる人が増えているのです。国民が農業から離れた結果、農業に関する問題が他人事のようにになってしまい、問題の存在自体が認識されなくなっているという現状さえあります。農水省の統計では、国内の農業就業者数は2010年の約260万人から2019年の約168万へと9年間で92万人も減っており、1年でほぼ10万人減少していますが、農業就業者の平均年齢は67歳であります。

令和3年の本県の農業産出額は、2年連続減の2,337億円で、前年比マイナス171億円、マイナス7.3%です。この中で米の産出額は701億円、前年比マイナス136億円で、マイナス19.4%と米の減少率が最も大きく、農業基幹産業として稲作を中心とする遊佐町にとっても影響が出たであろうとみなされます。国内の農家人口数にしても、古い時代との比較になりますが、1960年の1,454万人から2026年には、見込みですが、56万人となっていて、66年間で1,400万人の減少と予測するグラフもあります。農業を取り巻く環境が厳しさを増しているように見えますが、遊佐町でも就農に向けて若者支援をしています。国の農業次世代人材投資事業は年間150万円支給されます。チャレンジファームは遊佐町の事業で、町で用意した住宅を無償で貸与、またはアパート等に入居する場合は月額4万円を補助するというものであります。このような国や町の支援策はありますが、新規就農者にとってまだまだ前途は険しいと想定されますので、これからも農業人口減少対策と新規就農支援の両面でさらなる町の対策と支援をよろしく願うものであります。

以上、壇上の質問終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 11番、斎藤弥志夫議員、30年まで頑張るのだというお話を伺いました。ちょうど私も同期の町議、同期生なので、質問というか、要望でしたので、お答えをさせていただきます。

2020年農林業のセンサス調査結果によりますと、全国の農業経営体数は107万6,000円で、5年前の調査時点から21.9%減少しています。一方、農業法人などの団体経営体は3万8,000経営体で、1,000経営体増加するとともに、経営耕地面積規模10ヘクタール以上の経営体が増えており、農業経営体の減少が続く中で法人化や規模拡大の進展が継続しています。また、同調査による山形県の農業経営体数は約2万8,000経営体となっています。前回に比べて16.5%減少している一方で、農業法人等が626経営体で18.6%増加、経営耕地面積10ヘクタール以上の農業経営体数が増加するなど、全国の調査結果とおおむね同様の傾向を示す結果となっています。県内の離農者と新規就農者に関する近年の動向について申し上げますと、県内でリタイアされる農業従事者は年間約1,400人であるのに対して、新規就農者数は約300人で推移しています。令和4年度新規就農者動向調査によりますと、県内新規就農者数は358人で、調査が開始された昭和60年以降で最多となり、令和2年度から3年連続で350人以上、東北6県で7年連続で1位となっております。新規就農者数のみに着目すれば決して低い数値ではないように思われますが、これを大幅に上回るペースで農業者のリタイアが進んでいるということになります。県内農業経営体のうち約8割が後継者を確保でき

ていないという調査結果もあることから、今後も農業人口の減少に歯止めをかけることは難しい状況が続くことが懸念されております。

このような状況を踏まえ、地域農業の維持発展のため、遊佐町では地域の農業利用に必要な担い手をしっかりと確保し、その経営発展を支援していかなければならないと考えております。そのために国、県の関連事業及び町のチャレンジファーム事業等を活用しながら、多様な担い手の農業への人材の一層の呼び込みと定着を図り、経営発展のための機械、施設等の導入や経営資金の確保について支援するとともに、将来にわたって地域農業を担うことが期待される農業者の経営継承や経営発展が図られるよう、関係機関と連携しながら継続した支援を行ってまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今町長から答弁いただきましたが、いろいろ、特に新規就農を目指す皆さんにとっては厳しい現状があるのだなとつくづく考えているところです。いろんなデータなどを見ていると、やはりかなり厳しいのかなと。問題は、昔よりまたなお一層そんな状況になってきているということが挙げられるのではないかと思います。農業は、一般的に機械化、また農薬の生産性向上ということになりまして、稲作にかかる時間が減って、特に小さな農家は大きな人手がいなくなっております。これは、今さらこんな話をしなくても前からそういう傾向が十分あるのですけれども、全くそういう状況がさらに進んでいるということです。そうすると、農業以外の何らかの仕事に就いたり、かなりそういう面が色濃く出てくるというふうなこともありまして、例えば農家とはいってもどっちが本業か分からないというような形のものかなり出てくるのではないかというふうなこともあるのではないかと思います。それからまた、農業の労働そのものが冬は寒くて夏は暑い労働条件の中で農作物と向き合って仕事をするということになりますので、通常はこういう形態が、特に若手の皆さんにはあまり好まれないのではないかというふうなことも考えられます。そして、また資金、それからある程度の収入も得なければならないし、体力などいろんな面をクリアしないと継続することが難しいというふうなことも考えられるわけです。それから、最近また農機具の機械類が値段が結構高くなっているようでございます。この前ある農機具メーカーがパンフレットを配って歩いていました。私それを見たのですけれども、前は1,000万円超す機械、トラクターやコンバインというの、ああ、すごいのが出たものだなと思って見ていた時期もあったのですけれども、この前見ていたパンフレットには、トラクターもコンバインも2,000万円を超すものが堂々と出ていました。私もうびっくりしまして、こんな機械では土地も買えば4,000万円になると。これを、いや、私が買うわけでも何でもないですよ、それは。ただ、パンフレットにこんなのがあって、では両方買ったら4,000万円で、これをキャッシュでぼんと払える農家が町内にいるのだろうか。多分いないのではないかと勝手なことを考えたのですけれども、そんな機械も出たりして、何を言いたいかという、機械費があまりにも高騰しているのです。昨今肥料が上がって大変だ、大変だと言っていますけれども、もう肥料だけではないです。機械も高いです。そんな状況もありまして、ちょっと私も多少米も作っているのですけれども、びっくりしました。

それと、またほかの一般の社会のこの会社関係の状況も多少違ってきています。今年はインフレになっています、珍しく。これ半年くらい前からそれが進んでいます。ということになってきてまして、会社の賃

金を上げるのだと。上げてやってくださいよ、皆さんと。これは、政府が音頭取ってやっています。どのくらい上げるのだという話にももちろんなるわけなのですけれども、インフレ率以上の賃金を上げてやってくださいねということなのです。だから、インフレが4%、5%もし進んでいるとなると、賃金は6%、7%くらい上げてやってくださいねと、こういう方針で一応やっているわけです。こういう形態も、40年ぶりのインフレですので、非常に珍しいことが起きているということになります。それから、また会社員の初任給もこれまた驚くべき話も出てきています。どのようなものかといいますと、初任給が40万円の会社が現れました。これインフレ込みの、そういうのはもちろん入っているし、もう35万円とか、そんなのやめて、40万円からスタートしてくださいと、こういう会社も現れました。実際現れます。これ私の想像で言っているのではないです。出ていますので。何かサラリーマンの世界も大分違った面があります。最も例外的な、相当例外なのですけれども、そういう状況もあって、こういう状況の中で若者が、例えばの話ですけれども、あんまりもうからない農業に本当に喜んで飛びつくのだろうか、私は老婆心ながらそんなことを考えます。どっちかといえば、農業ともかく、もうかる仕事に就いたほうがいいのではないかと、いい給料取りになって1か月40万円もらったほうがよっぽどいいのではないかと、私頭単純なものですから、こんなことを考えるわけなのです。そんな事情も出てきているということでもあります。

また、多くの農家は経営がやっぱり苦しいと思います。繰り返しになりますけれども、もうからないため農業を辞めて別の道で生計を立てるといふ人が増えているわけです。そんなことがありますので、こういう若者が農業離れ起こす状況はどうも以前よりも深刻な状況が出てきたものだから、なおさらそういうことが起きてきているというふうには私には見えるのですけれども、この辺の認識についてちょっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 若い人の農業離れが以前と比べて深刻な状況になっているのではないかと、いうようなところでもございました。確かに町のほうでも、新規就農者が農業を始めるに当たって、まず様々な支援対策を講じながら、先ほど議員のほうからお話ありましたチャレンジファーム、そうした事業を活用して実際農業を始めているというような方々ございまして、この事業については平成28年度から新規就農者のためにこの制度を始めておりますが、これまでまず13名の方が活用なさっておられるような状況でございます。これ実人数になっておりますが、そういった状況があります。確かに新規就農者の方がやはり農業を始めるってなった場合、まず第一に農地確保の問題もかなり重要なことでもありますので、そういったことについては農業振興係と連携を図りながら、農地のあっせん等について、貸したい、売りたいという、そういった希望者の登録を最初に、そういった情報を基に実際紹介させていただいております。やはり一定農業をスタートさせても、確かに安定した収入を確保するまで一定大変だというようなこともあって、なかなかサラリーマンのようにすぐ働いて、すぐこの現金収入を得るといふような、そういった展開とは農業というのは違うわけですし、例えばお米であれば5月の田植でもって秋に収穫ということで、それでもまず天候の状況なんかも左右されながら、一定の実りの時期を迎えて一定の収入に至るといふ場合もある一方で、悪天候に見舞われれば安定した収入に結びつかないという、本当に自然相手のそういった厳しさを感じるものだと思います。一定そういったことに対しては、新規に始める方に対しては経営開始資金

として、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、150万円ということで経営開始資金として支給させていただきながら、サポートをさせていただいておるといような状況があります。

やはり新規就農者が右肩上がりが増えていっているという状況にはないのですけれども、一定そういった農業をやりたいという希望を持って就農されて農業をスタートしていただいている方々おりますので、そういった方々が離農することのないように、全面的なサポートも含めて、既にベテランの農家さんもりゃいますので、そういった方々のサポートも得ながら、継続して就農していただけるような計画というか、そういった指導等を行っていきたいものと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） お答えします。

もうからない農業の農業委員会会長を担当しています。よろしくお願ひします。やはり農家は厳しいと思います。夏は暑くて冬は寒いというか、現状あります。それで、担い手のほうも少ないということで、農業委員会のほうも苦労しております。近年ですと基盤整備行われております。それで、例えば基盤整備の中で土地を求めるときに、10名の農業の方がいるとすると、それを3名にまとめるというのが農業委員会に上がっています。その7名の方は、その3名の方に土地を預けて、若者のほうに預けて、その3名が増やしていくって。そして、預けたほうはしようがないかなという感じで、多少の新規の移動ありますけれども、そういうのが今の現状であります。

それから、やはり担い手の確保って難しいのでありますけれども、農業委員会のほうでも近年、昨日の補正委員でちょっと話しましたけれども、地域計画というのが5年から7年まで上がっております。2年前までは国のほうも中山間ありましたので、土地利用検討会というのが上がってきましたけれども、令和3年からはみどり食案内、戦略ということで、ウクライナの戦争のことで、これで食料の危機ということで、かなり肥料の高騰とかで農家のほうも苦労もしております、去年あたりからは多少農家離れも始まっております。特に75歳以上ですか、何人かはありました。それで、今回2月の鶴岡で研修ありましたときに、地域計画についてというのがあるわけでありまして、そのときに農家の方が、将来展望ができない担い手不足農家、これからどうしようかという農家が危機感を持っているのかというのが一つの問題でありまして、そういう方を集めて討論しましょうというのが始まるのではないかという意見であります。そのときに、例えば田んぼが20か所あったときに、ひとめぼれとか、はえぬきとか、飼料用米とか、遊佐米とかあります。それを順序よく集積しますけれども、上からここはひとめぼれ、こっちははえぬきってまとめていって、それを色別していって、若い者に何とか求めていこうというのが出ているようです。ただ、今回このような上からばらばらのやつをまとめてこうというようなことを農業委員会のほうでは、国のほうでもそうでありますけれども、令和5年から7年にかけてゆっくりでいいですから、10名の農家が6名でできるようなシステムをつくっていこうというのが農業委員会の目標であります。ただ、今法人もありまして、本当は法人ですと枝番ではなくてプールすれば一番いいのですけれども、まだ各自の農家の方々がやはり自分の田んぼは自分だということで、枝番方式で自分の田んぼは自分でって、プールというか、給料方式なのですけれども、そういうのに着手できないというのが現状であります。まして町のほうには4つの大きい法人と、法人が5つありますけれども、法人の中に結構70%集積ありまして、その中で本当

は法人で何とかそれをやっていくのでありますけれども、そこに農業委員会のほうが何名か関わっていかなければならないのです。そうして法人と担い手と一緒にグルになって、農協とグルになって連携をして、田んぼを集積して集約してまとめていけば、多少担い手が少なくともカバーできるようなシステムをこの2年間でやっていかなければならないのですけれども、簡単にはいかないというのが現状であります。ですから、この2年間、まず2年間という国のほうでは時間がありますけれども、どうやってそのやつを研修していくかという、様々な今度研修やって取り入れて、話し合いをやっていくというのがこれからの目標であります。だから、多少は減ってきますけれども、何とかやっていかなければならない。やらないではなくて、やっていかなければならないというのが現状あります。

それから、先ほど150万円というのが、準備型ありましたけれども、これは近年でありまして、前は自分の子供が農家するときにはこの150万円もらえなかったのです。それが四、五年前ですか、たしかその頃自分の子供が農家したいときにお金はくれないということで、国のほうで帰ってくれば自分の子供に150万円あげて農家をできるというのが、それがこの準備型なのです。その前までは150万円はほかの人の手伝い行けばくれますけれども、自分の子供が農家するときにはくれないというのがなくなりまして、国のほうでこの準備型というのを、自分の子供が農家して、自分の子供一緒に150万円もらって農家をやっているのですけれども、やはりまだ担い手不足、ほかのほうに行って今仕事をしているというのが現状ありまして、厳しい状況ではあります。機械も高いです。ただ、それをやらないというか、やる方向に持っていくのが親と農業委員会と地域とコミュニケーションということありますので、その話し合いをしてやって初めて進んでいくのかでありまして、というのは町、農協、地域のリーダー確保が一番これからのことを考えていくべきではないかなと思っておりますので、議員の皆さんからもその辺のことよろしく願いいたします。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員の再質問を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時55分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時15分）

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 先ほどは農業委員会の会長から細かに説明もしていただきましてありがとうございます。農業委員会も一生懸命努力はなさっているようでございますけれども、また国の制度のこの準備型というものがありまして、150万円ですけれども、これが自分のうちの家業である農業を継ぐ場合もそれだけいただけるのだと。何か四、五年前くらいからですかね、そういうのが実際行われてきたということではあるようです。それでもって継続していく場合もあるのでしょうかけれども、継続もならない場合もあるかもしれないということのようで、あとはもうそこそこの農家さんの個別の事情ということになると思いますけれども、ある程度の国も町も支援をしているという状況ではあると思います。

この農業人口の減少という極めてシンプルなテーマなのですが、だんだん減ってきているのは現実でありまして、総農家数というのは1995年は490万戸だったのが2020年には175万戸ということで、25年間で64%減少したということになってしまっています。後継者不足を解消するためにも、集落営農にしたり、農業をする会社にしていく法人化を進めていることもあるわけですが、法人の経営体は現在3万1,000に増えたということになっているようです。これを5万にすると、増やすことを目標にしているようでございます。主に農業を仕事にしている人の年齢構成が、40歳以下が11%で、60歳以上が80%ということになっておりまして、とても構成がちぐはぐな状況になっております。これは、通常の会社関係とか、このようなビジネスの世界ではちょっと見られないようないびつな形になっているのであります。このことについては、実際町の責任でもないし、誰かの責任というものでもないのですが、非常に連続性に欠けるような年齢構成になっていまして、何かと具合が悪いのではないかとと思われる面があるわけですが、この辺どのお考えになるかちょっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ただいま40歳以下が11%、逆に60歳以上が80%ということで、全く逆転しているというような状況の中で、やはりこのままずっとこの状態が続けていけば、当然高齢化によって離農する離農率は高まっておりますので、何とか40以下の方々の就農の割合を少しでも、今11%ですから、将来的なものも見据えて向上というか、アップさせていかなければならないというような、そういった厳しい状況にあるというふうにも私も認識させていただいております。そういう中で、新規に就農していただくというようなことについては、町長の答弁の中でもございました多様な担い手の農業への人材の一層の呼び込み、定着を図ると申し上げておりますけれども、今現在やはり農業の従事者数が減少する中で、今後も後継者不在によってどんどん離農する経営体の増加はもう懸念される問題でございまして、これまでは一定親元の就農とか、Uターン就農とか、そういった法人等への雇用就農等の確保だけでは、これからは農業生産とか農村コミュニティの維持が、継続が難しいとされており、そういった予測もあります。やはり今後は、法人経営体の育成とか、必ずしも専業という枠にはとらわれない、いわゆる農業に興味を持つ者といった、そういったこれまでに着目されなかった、そういった方々に対して何とか働きかけて、実際就農に興味を持っていただいて、例えば、新しい言葉になるのですが、新規参入による半農半Xというような、そういった言葉が国のほうで使われるというか、これからの計画の中にございまして、そういった半農半Xといった、そういったところに視点を置いて、何とか農業人材を確保することが必要となるのではないかとこのように言われておりまして、こういった方々の担い手を対象とした支援を強化することで、一定リタイアするこれからの後継者不在の農家の経営継承をサポートする仕組みづくりをこれから何か構築するというようなことが計画の中で進められるような状況にあります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） お答えします。

今、産業課長のほうから農業をやりたい方という言葉出ましたけれども、今現在実際に大きい農家の方が後継者育成ということで、数名はこの人を後継ぎにしようかという人何人か出てはきました。ただ、担い手が少ないというのが現状でありまして、農業委員会のほうでも、今ちょっと国が問題にしているのは、

昨日もちょっと話しましたけれども、これから農地をやる人がいなくなるのは全国的に分かっております。ただ、それを今度企業のほうに農地を預けるという方向に来ています。そうした場合に、その企業のほうが例えば5年後倒産とかというのがあるので、その辺のことのニュアンスを、そういうことないようなシステムをつくるというのが今上がっているようです。ただ、今国のほうでは畑地化とって、戦争の関係で大豆、小麦とか少ない状況の中で、何とか米以外に小麦、大豆、作物、いろんなものを作ってもらいたいということで、畑地化として水田を今度畑にして除外するということですので、それをやろうとしています。それで、それを5年間をやって一区切りというのが1つあるわけですが、ではその5年後はこの補助金をどうするのかというのがまた問題になっております。町のほうでも、今県も決めた畑地化にお金を、10アール17万5,000円というすごい額、聞いたことあると思いますけれども、それをあげよう。作った方には支払いますよという補助金の制度はあるわけでありましてけれども、遊佐町に関してはこの前振興審議会のほうで質問したところでも、10アール畑地化で17万5,000円をもらっているという方はいないということでしたので、県のほうに質問しましたら、これは一つの材料ですという話しましたので、あっ、材料ですか、もっと使われるような補助金下さいと言いましたけれども、ただ方向性としては畑地化のほうに国のほうが動いているというのが現状であります。そうした場合に、今度はこの畑地化の5年後の補助金が終わったときには、この耕作放棄地が増えてくる可能性があるのでは、その辺も農業委員会のほうではちょっと懸念をして、これから議論をしていくと思っておりますけれども、ただ遊佐町にも企業のほうが入ってくるのかこないのか、その辺も各地区の農業委員会がとてもこれから議論の立場と思っております。先のことを考えるとどのような状況になるか分かりませんが、担い手が少ない状況の中では入っていく可能性が大だということで、国のほうも進めていくようですけれども、果たしてそれがいい方向になるのかならないか分かりませんが、ただ何とかして担い手の確保とか、ちょっと大きい農家さんに預けるとか、そのようなことを進めていかなければ、土地のほう荒れるかなってなっておるのが現状であります。ただ、企業が入ってくる可能性はあるということをお知らせいたします。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） また農業委員会の会長にいろいろ細かく説明していただきましてありがとうございます。

それで、ちょっと前の新聞なんですけれども、今2023年なんですけれども、これ22年の分についての農業関係の統計はまだ出ておりませんので、21年の統計分ということにはなるんですけれども、これ山形県の農業産出額というのがあります。これでいきますと2,337億円で、前の年より171億円減っていると。7.3%減っているということなんです。一応この中でもある程度分類があります。園芸品目、例えば花卉、野菜、果樹、サクランボ、リンゴ、桃、それから食用作物、稲、麦、大豆というふうな一応園芸品目ということになるんですけれども、これが出来高が1,223億円ありまして、半分ちょっと占めます。これが売上高がマイナス4.4%です、前の年より。それから、米が136億円減って701億円、これが減少率が最も大きくてマイナス19.4%です、米が。それから、畜産が392億円、これが4%ほど増えています。だから、分類上やや増額になっているのは畜産なんですけれども、ただ私はこの新聞見て、おやと思ったのは、遊佐町は農業を基幹産業としながらも、どっちかという米に比重があるという認識はほとんどの方が同じではないかと

思います。そうなりますと、この米が最も減少率が大きくて、一応山形県内の話なのですけれども、19.4%減っているというふうなことになっております。これは、個々の市町村によって事情にばらつきがあるのはもちろんそうなのですけれども、ただ全般的な傾向としては米作りがもう必ずしも安泰ではないというか、そういう状況が既に生まれているのではないかと、私はその辺ちょっと懸念しました。単純に言えば、米業界が苦戦をしているようだというふうな捉え方がちょっとできるのかなと思います。そうでなければいいのですけれども、ちょっと容易ではない状況が起きているのかなとも思ったりもしましたので、これは特に米中心の農業経営体である町であればあるほど、これはこういう状況については何らかの対応を取っていただければと思うのです。もちろんいろんな意味で補助金だとかいっぱいあります。この前も農業振興費の中でもマイナス補正がいっぱいあって、こんな大変だなと思えるぐらいマイナス補正がいっぱいあったものですから。ただ、そこに書いてある項目が全部米に関わるものでもないわけなのですけれども、そういうものもあるという状況があったりして、なかなか明るい展望を持つことが容易でないような状況になっているのではないかなという印象を持ったものですから、普通の決算書を読むような感じで私読んだものですから、このような状況をどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 農業、お米に関しては、遊佐町としては、国の施策がそんなにこれまでよかったのかなって私は疑問を持っています。昨年、参議院選挙ありましたが、農業に関して意外にあまり語られなかったなという思いですし、実はウクライナのロシアによる侵攻があってから食料自給率がやっぱり日本は世界に比べるとあまりにも低過ぎる。40%ぐらいという形でいくと、やっぱりこれをどうやったら6割、7割国の中で自給していくようにしていけるかというのが実際は国に求められている政策の大きな柱だと私は思っています。一緒に活動してきた先輩、また後期高齢者、75歳過ぎて、病気で体がきつくて、後継者もいなくて、農家を農家じまいしなければならぬという先輩も遭遇してみますときに、やっぱり農業政策がそんなにいい制度であったら、もっと地方は豊かになったはずですし、なれたはずなのですが、私は1回仙台の東北農政局長と大変なバッティングをしました。農業政策について国があまりにも冷たいという形で。そんな形のときに、やっぱり隣の当時の酒田市の本間市長が同じことを言ってくれました。そんなに国がいい政策やっていたのなら地方はもっと潤っていたのです。ところが、よくなるどころかますます弱体化が進むということを考えたときに、やっぱり所得補償等の制度がないと、特にヨーロッパはかなりのいわゆる個別の補償制度が充実して、特にフランスかな。フランスとかは農業すごく力入れて、各個別に支えているという情報も入りますときに、日本は減反はやらなくていいですよって法律で決めて、だけれども生産の目安は各県ごとに決めてくださいよって。国の管理は行わない。作る自由、売る自由。そして、一番私が疑問に感じているのは、お米を買えば、みんな機材も買えば、全部消費税は払わなければならない。国が生産者からお米を買うときに、かつては3%の消費税でしたけれども、5%、8%、今10%になっています。一円も国は農家に対して消費税を払っていません。そういう制度等の提起も国会でなされていないというときに見ると、日本の国の農林族がやや劣化したのかなという思いをしています。本当に生産する地域に寄り添えば、それら等の疑問についてやっぱりしっかり提言をして、それを獲得する準備をするとか、そのような形をしていかないと、国の政策にまさに翻弄されて、地域農業がどこでも衰退していると、こんな国は多分世界では珍しいのだと思います。

やっぱり食料安全保障という意味でいけば、国の食料安全保障については、50%以上は確実にやりましょうよねという本当は目標を掲げて、しっかり農水省が動かなければならない時期なのですけれども、全ての政策が霞ヶ関という、あの中央官庁で、東京で決めるわけですから、それら等が地域に合わない。特に水張りの減反等の問題についても、一方的に農水省が決めたから、あとは制度運用によって地域は従いというような形のがまかり通っているという現状を考えますときに、本当に地域に寄り添った農政というのは、日本の国がやってくれているのかというのは、私はやっぱり町をあずかる者として、地域農業を何とか維持しよう、発展させようという立場にある自分としては非常に疑問を感じていますので、議会とともにそれら等の足らざるところ、やっぱり要望したり要求したりして政策の実現に向けていかないと、いつまでたっても自給率が40%の下の方、世界でも先進国では一番悪いって言われて、そして余剰米を抱えているという半分で、そっちのほうも進んでいるわけで、その辺の農業地帯がなかなか豊かになれないという現実を根本から変えていかないと駄目なのかなと、こんなふうに思っているところです。

以上です。

議長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 今日は、国連の決めるミモザデーだそうで、ミモザはイタリアの風習でいつもお世話になっている女性にミモザを贈って感謝の意を表す日なのだそうです。この議場におられる6月にお世話になる選対委員長、それから男性課長よりも今日は答弁機会の多い3人の女性課長、それから我々議会の紅一点、松永議員、それに後ろで議会の進行を支えてくださる2人の女性の方に感謝を申し上げようと先ほどの休憩のときに男性全員で決議しましたので、どうもありがとうございます。そんなところから私の今日最後の一般質問させていただきたいと思えます。

それでは、空き家急増、相続登記義務化を前に町の対応策はということで質問させていただきます。令和4年12月の新聞記事にありました。5年ごとの総務省の調査によれば、2018年では全国で845万戸の空き家があり、長い間人が住まない空き家は349万戸に及ぶという。中でも問題視されるのは、破損や倒壊のおそれのある危険家屋です。人口減少の時代を迎え、管理費用や手間がかさむことから、相続放棄などで放置されれば、周辺環境の悪化や倒壊などにもつながる。今後はさらに増えるものと見込まれております。

では、町の空き家は適正管理されているかをお聞きします。町では、これまで若者の定住を図るために、空き家の情報提供やリフォーム、住居の新築に支援をしてきましたが、空き家の多くは移住を決断できるものは少なく、空き家の放置も目立ってまいりました。それは、たとえ生家であっても今の若者のニーズには合わず、実家があっても町の中心部や酒田市内に新築またはアパートを借りる現象があり、家余りの状況が空き家増加の一因となっていると指摘もされております。町で行ってきた空き家の調査で、空き家はどの程度確認されたのか。そのうちの危険家屋とされる空き家の数はどのようなものか。これまで家財整理支援等町の支援状況と相談窓口寄せられた事案は、どのように町で分析されているかお聞きいたします。

さて、2024年4月1日、相続登記義務化のスタートを迎えるに当たり、相続後の適正管理を行うための施策はどうあるべきかを考えてみたいと思えます。町内でも、都会に暮らす子供たちが多く、高齢者のみ世帯も多くなっております。その子供たちが相続登記の対象となり得るわけですが、相続登記に費用や手

間もかかることから、相続放棄を選択するケースも少なくないだろうと推測されます。かといって、高齢者のみの世帯主が代々住んできた土地と家屋を自分の代で処分することは、ためらいを生ずることは無理からぬことだと思います。ただ、資産価値が高く見込まれる都市部と違い、遊佐では資産の終活もままならないのではないのでしょうか。24年4月から任意だった相続登記が義務となるわけですので、登記申請をしなければ罰則もあることから、町民の不利益を生じさせないためにも申請の簡素化や相談窓口の開設も必要になってくると思います。

最後に、空き家や危険家屋を放置しないためにはということでお聞きします。相続登記が義務化されたからといって、空き家の放置がなくなるわけではないと思います。相続放棄されれば所有者はいなくなるわけで、既に町内では所有者のはっきりしない土地家屋が増えてきています。町は、この状況をどう捉え、解消に向けた対策を考えているのか。

壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、第1日目最後の質問者であります9番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

町の空き家についての質問でありましたが、我が町では、移住、定住促進という形で空き家を持ち主からお借りして、そしてリフォームして、そして移住者に貸し付ける、また店舗としてリフォームして活用するとか、お試し住宅としてという形でいくと、空き家の活用については国が騒ぎ出す大分前からいろいろアクションは重ねてきたところであります。現在我が町の空き家戸数は、令和3年度末において495戸でありました。世帯数比からいえば10%強という状況であり、そのうち老朽化が著しい、または解体が必要とされる空き家は289戸で、空き家総数の58%を占めております。これまで地区の区長をはじめ、隣接の住民から空き家に対する苦情が寄せられたときに、所有者等を特定し、適正管理をお願いする文書に現況写真を添付して、当該空き家の適正管理をお願いしてきました。また、町では遊佐町老朽危険空き家解体支援事業を創設し、危険空き家解体に対する支援を行っており、令和4年度の空き家解体支援事業に対する相談件数は10件で、そのうち3件は年度内の解体を実施しており、残りの5件は令和5年度中の解体を予定しております。全国的に空き家戸数が増加していく中で、国では所有者不明土地の解消に向けて、令和3年の民法及び不動産登記法の改正、また相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定を新たに行っております。

主な改正内容は、民法では令和5年4月1日から施行される土地建物に特化した財産管理制度の創設及び相隣関係の見直し、不動産登記法では令和6年4月1日から段階的に施行される相続登記の義務化及び住居変更登記の義務化、相続土地国庫帰属制度の創設では、令和5年4月27日から土地を手放して国庫に帰属させることを可能にする制度が新たに始まります。これら民法、民事基本法制の見直しによる所有者不明土地の発生の予防と現に所有者不明が発生している土地の利用の円滑化の両面からの施策と併せて、今年度中に遊佐町空き家等対策計画を改定し、空き家相談会の開催や老朽危険空き家解体支援事業をより効果的に実施していきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 今町長の答弁の中で、いわゆるC、Dランクに当たる解体しなければいけないような家屋は約10件の相談があり、それは4年度、5年度でほぼ解消できそうだというお話でした。これは、いわゆる持ち主が確定している案件でしょうか。その辺ちょっと確認したいと思います。

議 長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 相談して、それに対応しておりますので、対象者が特定されているということになります。

以上です。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 実はうちの集落に1軒あるのですが、いわゆる所有者が確定できない危険家屋というのは把握されていますでしょうか。

議 長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 所有者という意味では確認できないところがあるかと思いますが、基本的にはその建物に対する税金、固定資産税を払っている方が管理しているものということで通知等送付させていただいております。

以上です。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 今ちょっと順番間違えましたけれども、先ほどのいわゆる4年度、5年度で解体できるものは、町の税金を使わなくても、所有者の財力によって解体がなされたというふうに理解してよろしかったでしょうか。

議 長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 解体費用の一部を町で助成しておりますので、全部町でということでもなくて、所有者が全部ということでもなくて、一部町のほうで補助を出しているという状況です。

以上です。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） そのためのいわゆる町の施策資金ですね。分かりました。

それで、大分前の町民課長は、いわゆる固定資産税の課税誤りを正して退職されたというイメージが大きいのですが、今それは全部解消されていますよね、町民課長。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 固定資産税誤りについては、今年度、令和4年度で最終年としておりまして、既に12月で終わっております。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 了解しました。

来年、2024年度4月よりいわゆる相続の義務化がなされるわけですが、その辺は把握しているところでしょうか、町民課のほうでは。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 町民課のほうでも、法務局のほうから情報がもう2年前から来ておりますので、もっと前からだと思いますけれども、来ておりますので、そちらについては把握しておりますし、もう既に町民の皆さんへの周知なども行っておるところでございます。先ほど9番議員がおっしゃいましたように、相続登記の義務化に関しては、やはり町民への不利益を講じないよとということ、その周知をしっかりと町のほうでも行っていかなければならないなと思っております。町は、今行っていることですが、死亡届のときに、法務局が作成しているパンフレットがございまして、そちらをご遺族の方にお知らせをしております。相続登記の義務化ということでお知らせをしております。また、その一月後に今度は納税義務者の方へ申請依頼通知をお出しするのですけれども、そのときに再度同じようにパンフレットでお知らせをしております。また、町民の皆さんに対しましては、去年の11月15日の広報ゆざお知らせ号に掲載いたしまして、これからも今年5月15日に送付予定であります納税通知書のほうに一緒にお入れして、またこの相続登記の義務化というところは多くの皆さんにお知らせをしている状況でございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） その辺のことでございます。今までは任意でございましたので、法律によれば3か月以内の、いわゆる相続放棄しない場合には、相続をしなければならない義務があったわけですが、それをまた相続義務として法制化されたというふうには私は理解しているのですけれども、放置してきた方々への周知というのはどのようになっていますかということと、いわゆる窓口、どういうふうな手続をやったらいのかというアドバイスの窓口というものは用意されているのか、その2点について伺いたします。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 相続登記の義務化に関する窓口ということのご質問だったと思います。まず、相続登記の義務化に関しての周知というのは、先ほども申し上げましたように一人一人にお知らせしているというよりも、納税通知書を送るとき、固定資産の納税をしていただいている方、その方々に全員に義務化ということで、相続登記をしていない方々は相続登記の義務化となりますのでということのお知らせをいたします。これからそれはいたします。それから、広報のほうに12月にお知らせしておりますので、それを御覧いただいた方は、相続登記をしていない方はそこで気づいていただければいいなというふうに思っているのですが、ただ周知についてはまだ1年しかしておりませんので、今後もやはり法務局のほうからの情報が入ってき次第、連携しながら広報やホームページなどでお知らせをしていきたいなと思っております。

窓口につきましてですけれども、こちらの窓口の開設に関しては、基本的には町民課の課税係になるかと思っておりますけれども、ですがこれは専門性を持つものでありまして、町で判断することができないことでございます。ですので、やはり申請とか、ご相談いただいて、申請いただくのは直接法務局のほうにご案内するということをご理解いただきたいなと思っております。まだ法務局のほうから私どものほうにも詳しい内容が届いておりませんので、今後窓口を町にするのか、それとも直接法務局のほうに来てくださいねってなるのかは未定でございますが、今のところは法務局のほうで、こういった相談がありましたら法務局のほうにご相談くださいという形になっております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 昨日常任委員会の中で、いわゆる町民課窓口がとても丁寧だということの投稿がありましたということをお知らせしましたけれども、そういう意味でぜひこの件につきましても町民課窓口の一つの……

（何事か声あり）

9番（阿部満吉君） 何か駄目、駄目というような、後ろで言っている人はいるようですけれども、確かに法的なものですので、町民課でできるものではないですし、でも知識はあるはずです。特に……

（何事か声あり）

9番（阿部満吉君） ない。勉強不足だな。恐らく公務員であればそれぐらいの知識はあると思いますので、ぜひアドバイスをいただきたいなというふうに思ったのでした。新聞によれば、都会の恐らくお話だと思います。いわゆる実家の終活に300万円はかかると。更地にするにしても、処分するにしても、300万円かかるのだったら売ってしまえよという話なのですけれども、こちらの田舎のこんな家売れるものではないですし、ましてや田舎の家大きく造られておりますので、300万円でするものかどうなのかということも大変危惧するところでもありますので、その辺のいわゆる危険空き家にならないためのアドバイスということも必要になってくるのだと思います。その辺は地域生活課長あたりが一番詳しいのかと思いますけれども、いかがですか。実はそういう家屋に限って庭木が伸びて、歩道なり公道に出てきたりして、大変住民に不利益を出しているのではないかというふうに思いますので、恐らく地域生活課でもやはりそれなりのアドバイスをできる窓口が必要になってくるのかなと思いましたので、お聞きしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） 振られましたのでというか、地域生活課の管轄というのは今議員からお話ありました。町道に、いわゆる公道に空き家の住宅の樹木が倒れてしまうというような状況多々ございます。地域生活課のほうでは、そういう公道に樹木が倒れて町道の安全管理を阻害したという場合は、基本本人から所有者の相続人と思われる方にコンタクトを取って弁償いただくというようなところも、条例ではないのですが、要綱的なものをつくっているところですけども、なかなか現状そういう対応ができていないというところはございます。放置されている空き家については、先ほど相続の問題もありましたが、一番問題なのはもう相続できない土地というのがかなり町内にもあります。相続人が追えなくて相続ができない土地、こういうところについては国のほうはどう考えているのかなというふうに常々疑問に思っていたところでございました。

私からは以上です。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） ただいまご質問の中に隣の枝のお話になったので、少し説明させていただきますけれども、4月1日から、この5年4月1日、来月からになりますけれども、民法のルールの見直しということで、先ほど町長も答弁の中にお話ししておりましたが、隣の家のそういった枝とか木とか、それからライフラインを引くためにそこを通さなければいけないという場合、所有者がどうしても分から

ないという場合は、こちらのほうは今後隣地を使用することができるという民法の改正になります。ですので、全てが簡単にできるわけではございませんけれども、やはり細かいルールがあるかと思しますので、ここも細かいところまでは把握はしておりませんが、今のところ民法ではそのように4月1日から変わりますということで情報はいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） まず、空き家に関しまして、町ではいわゆる空き家バンクということで貸出しなり売却を進めているわけですが、それは何となくこのチラシを見ても分かるように、いなか暮らし遊佐応援団に丸投げしているのかなというような、少しそんな印象を受けます。ホームページにある空き家バンクの物件を見ると、やはり水回りであるとか、あとトイレが一番ですかね、水洗になっていないとかという、その辺はそれを借りた方なり買った方が直して使うというふうになるのか。その辺を少しリフォームしながらというのは前あったようですが、リフォームしながら空き家バンクの物件として物件のアップをするべきではないかなと思うのです。遊佐高校の寮が足りなくて民家をお借りしているわけですが、あれもそれに似たような物件だと思います。なので、いわゆる使えるA、Bクラスの物件は、ぜひ町のほうというよりも、町で何とかリフォームしながらその家を生かしていくという施策も必要ではないかと思えます。集落の中でも本当に集落員が減って困っている集落もあって、限界集落がついに遊佐でも発生しておりますので、その辺も加味した上での施策が必要かと思えますので、担当課の考えをお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

議員からのお話のように、空き家バンク制度を町のほうで取り組ませていただいて、空き家のまずはバンクのほうに登録をいただいて、そちらを活用する方向で移住、定住につなげるといった施策に取り組んでおりますけれども、今言われましたのが、町のほうで以前は10年間所有者の方からお借りをして、300万円ないし400万円程度町の財源を投入して、改修をして、借り上げまして、お貸しをするという制度に取り組んできたわけですが、最終的にお返しするときに町で建物の価値を高めた形になってしまうものですから、そういったやり方をまず今のところはしていないと。制度設計を変えまして、実際そこでその空き家を使って事業をしたいですとか、使われる方に対しての補助とか支援、そういった制度に変えてきているという実情でございます。

それでいきますと、町の空き家に関する支援制度若干ご説明させていただきますと、遊佐町空き家利活用促進事業の中に、空き家バンクに登録されている物件の中で家財道具の処分、そういったものをされた方に対しての補助がございます。補助率2分の1の上限20万円といったものとなりますし、あとは空き家バンク物件のリフォーム費用、こちらへの補助制度もございます。いろいろ条件もありますけれども、購入の場合ですと、若者世帯で県外の方が購入した物件ですと2分の1、上限30万円と、こちらが一番率的にはいいものになりますけれども、そういったものですとかございますし、あとは新たに10年以上賃貸住宅として登録して改修する場合、こちらは10分の10で上限34万円の支援制度もございます。こちらは、令和3年度から新たに実施をしているものということになります。また、もう一つでありますけれども、

空き家再生地域活性化推進事業、移住希望をされる方が空き家を活用して10年以上事業を行う場合、店舗として使いたいと。それに係るリフォーム費用、設備費用への補助という制度もございます。こちらは、補助率が3分の2、上限として170万円の設定をさせていただいております。こちら令和3年度から制度化しておりますけれども、4年度に入って1件の申請がございました。まず、制度的にはこういったものがございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 町長の言葉を借りれば、鳥海山山頂を持つ町、遊佐町というふうなキャッチフレーズをいつもお口になさっているそうです。星野リゾートが来れば、その空き家を本当に貸家のものにして、鳥海山をメインとした一つの町のホテルを造るのではないかなというような、そんな夢みたいのことを考えたこともございます。今企画課長が答弁したように、いわゆる仕事として、オフィスとして、その空き家の引き合いもあったというようなことですので、まだまだ価値は残っているのかなというふうに思います。この相続登記の義務化を契機に少し整理しながら、町の中を元気あるものにできるような、いわゆる施策というか、チームをつくる必要があるのかなと思ったので、このような一般質問をさせていただきました。ちょっと星野リゾートのいわゆる分泊、宿泊となると交流促進株式会社の脅威となるわけですが、その辺は痛しかゆしでしょうか。遊佐町が盛り上がりたければいいかなと思ったので、夢を語った次第でございます。相続登記に関しましても、いろいろスキルを持った役場職員OBの方々もおられると思いますし、いろんな知識を持って町民の不利益にならないような相談窓口が役場のほうにできればいいのかなというふうに思いますので、ぜひその方向で町の中整理していただければと思います。何かありましたら、それをお聞きしまして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 相続登記の義務化というのは、実は本当地方にとっては意外にもう少し身ぎれいにするチャンスかもしれないという意識は持っています。ただ、国土調査がまだ完成していない分をここ2年間ほどフリーズしようやという形をしていました。なぜかって申せば、制度が始まっても3年間は多分右往左往するのだろうなど。その中で、今一番の頭の痛い問題は、遊佐高の魅力化という形でいくと、やっぱりかつては寮を造ってくださいという要望書も来たりしていましたが、今年の遊佐高校の教頭先生から、まずは地域に入れましょうよという提案をいただきまして、今の野沢とか、そういう集落に入れるという形をメインに、空き家を活用しながらやろうということを取り組んでまいりました。5人が卒業して、今9人ぐらい来るとのこと。そして、実はこの間、島根の島前高校のいわゆる県外留学を受け入れた当時のアイデアとか活動なさった水谷先生という方が、我が町においてヤマガタデザインの山中社長と一緒にいわゆる高校の魅力化等に関するシンポジウムやっていただきました。これらをどうやって空き家活用と遊佐高の生徒の快適な居場所づくりを両立するかというのは、まさに今、魅力化委員会、新年度で一定議論してくださいよということコーディネーター等をお願いしていますので、それらを大きな公開の場で、そのコーディネーターと魅力化推進委員会で議論していただけるものと思っています。やっぱり一つ一つやるのが全て地域の活性化、移住、定住の促進、それらと、それから遊佐高支援の拡充とつながるような形でこの先行けばいいなという思いと、星野リゾート来たらあつという間に総合交流（株）は

やられてしまうなという思いもしましたので、うれしい反面、ああいう世界のとんでもない企業が来たら、地元なんか太刀打ちできなくなるであろうなという思いをしています。できれば共存共栄が、今社長言っています。共存共栄の一翼を担ってもらえるようになればありがたいな、そう思っています。

議長（土門治明君）　これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月9日午前10時まで散会いたします。

（午後4時15分）